

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 19 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告することができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成19年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。

目 次

まえがき—— 本年の報告及び勧告に当たって	1
-----------------------------	---

第 1 章 職員の給与等に関する報告	3
1 職員給与等の状況について	3
2 民間給与等の状況について	6
3 物価及び生計費について	7
4 都道府県職員の給与について	8
5 職員給与と民間給与との比較	8
6 人事院勧告の概要	10
7 むすび	14

第 2 章 職員の給与に関する勧告	23
--------------------------------	-----------

(給与等に関する参考資料)

1 職員給与実態調査の概要	参考-1
2 民間給与実態調査の概要	参考-24
3 物価及び生計費	参考-35
4 人事管理関係	参考-37
5 勧告による改定の概要	参考-39
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子	参考-41

まえがき－本年の報告及び勧告に当たって

我が国の経済情勢については、本年9月の月例経済報告（内閣府）では、景気はこのところ一部に弱さが見られるものの回復しており、先行きについては、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとされている。

また、雇用情勢についても、完全失業率が低下傾向で推移するなど、厳しさが残るものの着実に改善しているとされている。

本県の経済・雇用情勢に目を向けると、景気の動向については、公共投資が減少しているものの、生産活動は順調な動きが続き、個人消費で持ち直しの兆しがあるなど、総じてみれば緩やかに回復しつつある。

また、本年8月の有効求人倍率は0.98倍となっており、昨年同月に比べて0.12ポイント改善しているが、全国平均と比較すると下回っている。本年7月末の常用労働者数をみると、226,646人で昨年同月に比べて2,699人増加しており、雇用情勢についても緩やかな改善がみられる。

県内の民間事業所においては、経済社会システムの変革が進む中で、これまであらゆる部門で経営努力が重ねられてきており、本年において雇用調整を実施した事業所は昨年より減少している。また、給与面では、ベースアップを実施した事業所や定期昇給を増額した事業所は昨年よりも増加している。特別給（ボーナス）については、本県においては全国的な増加の動きには至らず、昨年よりも支給割合が減少している。

地方公務員の給与については、地方公務員法で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」という均衡の原則に基づいて決定することとされており、従来は、この均衡の原則については、国家公務員の給与に準ずることで実現されると解されてきたが、昨今は、地域の民間企業従業員の給与をより重視して決定することが求められている。

このような要請を受けて、昨年の勧告から、公務員と民間企業従業員の給与の

比較において、比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上に拡大するなどの見直しも行ったところであり、本委員会としては、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から一定の給与水準を確保しつつ、地域の民間給与の実態をより適正に反映していく必要があると考える。

県行政においては、危機的な財政状況の下、定員削減をはじめとする行政の効率化・スリム化、事務事業の見直しなど更なる行財政改革への取り組みが進められている。

このような状況において、職員の皆さんには、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。今後一層の業務の効率化や職務能力の向上に努めるとともに、新しい時代の地方自治を支える全体の奉仕者として、県民の期待と要請に応えるよう職務に精励されることを切に要望するものである。

第1章 職員の給与等に関する報告

第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成19年4月1日現在の島根県職員13,028人に係る給与並びに県内122の民間事業所の従業者4,287人の給与（以下「民間給与」という。）の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきたが、その結果の概要は次のとおりである。

また、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号。以下「特例条例」という。）により減額して支給されていることから、このような状況も踏まえて、報告を行うものである。

職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員	
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員
14,481人	13,028人	208人	1,245人

民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち行政職 相当職種
4,287人	259人	4,028人	3,257人

1 職員給与等の状況について

(1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されており、その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が36.8%と最も高く、以下行政職31.1%、高等学校等教育職16.4%、公安職11.2%等の順となっている。

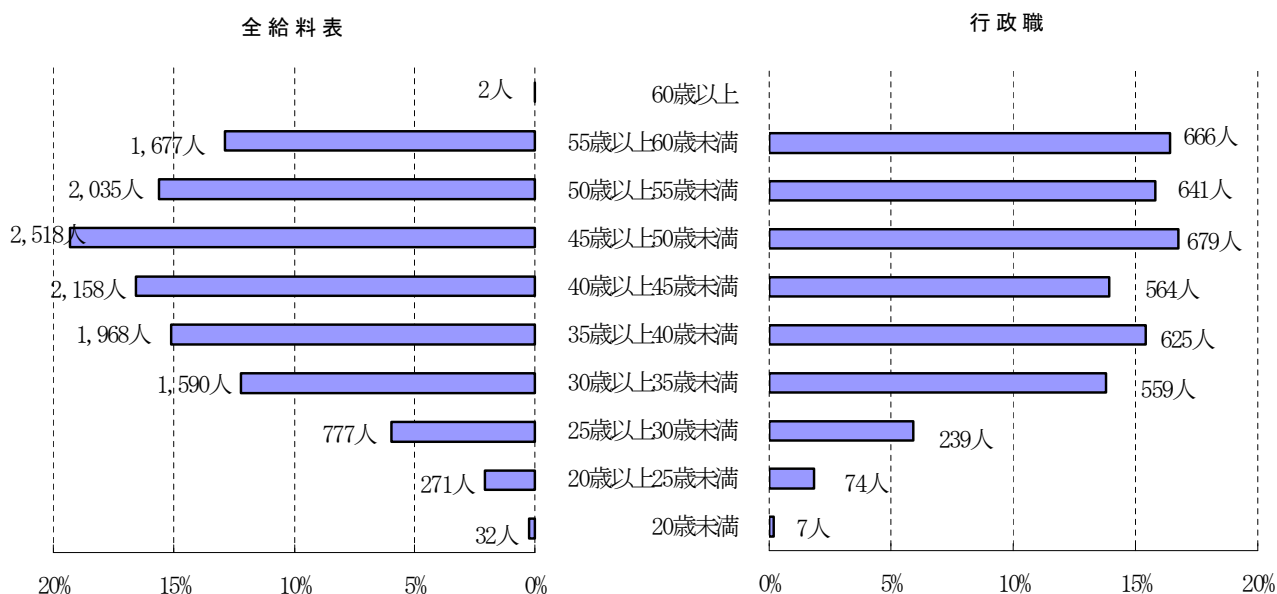
また、職員の平均年齢は43.6歳、平均経験年数は21.5年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は43.9歳（昨年43.4歳）、平均経験年数は22.3年（同21.9年）となっている。

なお、本年4月に公立大学法人島根県立大学が設立され、この法人が島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を運営することとされたことに伴い、従来の大学教育職給料表適用者が当該法人の職員となったことや、同じく本年4月より病院事業に地方公営企業法を全部適用することとされたことに伴い、県立病院に勤務する医療職給料表適用者等が職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の適用を受けなくなったこと等から、職員給与実態調査の対象職員数は13,028人と昨年に比べ998人の減（△7.1%）となっている。（参考資料第1表）

給料表別職員数及び構成比

給料表	区分	職員数		構成比	
		平成19年 人	平成18年 人	平成19年 %	平成18年 %
行政職		4,054	4,170	31.1	29.7
公安職		1,465	1,435	11.2	10.2
海事職		57	59	0.4	0.4
研究職		244	246	1.9	1.8
医療職（1）		46	146	0.4	1.0
医療職（2）		167	275	1.3	2.0
医療職（3）		62	574	0.5	4.1
大学教育職		—	121	—	0.9
高等学校等教育職		2,140	2,163	16.4	15.4
中学校及び小学校教育職		4,793	4,837	36.8	34.5
合計		13,028	14,026	100.0	100.0

職員の年齢階層別人数及び構成比



(2) 職員の給与

平成19年4月分の職員の平均給与月額、特例条例による減額措置前（以下「減額措置前」という。）では、409,668円であり、特例条例による減額措置後（以下「減額措置後」という。）では、384,981円となっている。

また、行政職の職員の平均給与月額（以下「職員給与」という。）は、減額措置前では385,606円（対前年比△0.9%）で3,521円減少しており、減額措置後では361,962円（同△0.9%）で3,271円の減少であった。

（参考資料第7表）

職員の平均給与月額の状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成19年	平成18年	平成19年	平成18年
給 料	円 380,593	円 383,968	円 357,132	円 359,971
管 理 職 手 当	6,515	6,732	7,812	8,190
扶 養 手 当	11,670	11,313	12,744	12,703
地 域 手 当	370	764	457	450
住 居 手 当	3,380	3,712	2,260	2,425
特 地 勤 務 手 当	4,772	4,684	3,391	3,492
そ の 他	2,368	3,979	1,810	1,896
合 計	409,668 (384,981)	415,152 (390,318)	385,606 (361,962)	389,127 (365,233)

- (注) 1 合計の欄の（ ）は減額措置後の額である。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 4 その他は、初任給調整手当等である。

2 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内250の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「平成19年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち122事業所の調査を完了した。(参考資料第17表)

また、昨年から調査対象企業の範囲を拡大しているが、調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、98.4%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,477人及び研究員、医師等職種810人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で185,920円（昨年182,214円）、高校卒で148,489円（同147,761円）となっており、いずれも昨年に比べて増額となっている。(参考資料第20表)

一般の従業員の給与改定状況をみると、ベースアップの慣行のない事業所の割合が38.4%（昨年44.6%）となっている。ベースアップを実施した事業所の割合は34.1%（同30.4%）となっており、昨年に比べて増加する一方、ベースアップを中止した事業所も27.5%（同23.4%）と増加している。なお、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同1.6%）。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は73.4%（昨年72.3%）となっている。昨年よりも増額した事業所の割合は35.1%であり、減額した事業所の割合（6.7%）を上回っている。

民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	34.1 %	27.5 %	0.0 %	38.4 %
課 長 級	27.1	30.4	0.0	42.5

民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年 比増額	昨年 比減額	昨年と 変化なし			
係 員	81.9 %	73.4 %	35.1 %	6.7 %	31.6 %	8.5 %	18.1 %
課 長 級	83.4	74.3	32.7	7.8	33.8	9.1	16.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(2) 雇用調整の実施状況

平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は18.1%と昨年(22.8%)に比べて減少している。

民間における雇用調整の実施状況

項目 区分	採用の停 止・抑制	部門整理・ 部門間配転	委託・派遣 社員へ転換	転籍出向	一時帰休 ・休業	残業の規制	希望退職 者の募集	正社員 の解雇	賃金カット	計
平成19年	3.6 %	4.8 %	3.2 %	4.3 %	2.1 %	3.9 %	5.0 %	2.8 %	1.8 %	18.1 %
平成18年	9.9	4.9	5.0	4.9	0.0	4.6	2.3	0.7	2.4	22.8

(注) 1 平成19年は平成19年1月以降の実施状況、平成18年は平成18年1月以降の実施状況である。
2 雇用調整の有無を項目別に調査(各項目は重複回答)。計欄は何らかの雇用調整を行った事業所の割合である。

3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、全国では100.1(昨年100.1)と昨年と同水準であったが、松江市では99.8(同100.4)と0.6%下落している。

また、本年4月の勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)は、松江市では341,060円となっており、この家計調査等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ183,970円、204,550円及び225,160円となっている。

(参考資料第26表、第27表)

4 都道府県職員の給与について

先に総務省で公表された、平成18年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.2であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.6となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成18年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上102未満	19
98以上100未満	17
96以上 98未満	6
94以上 96未満	1
94未満	2
都道府県平均指数	99.2
島根県	92.6

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

5 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表、民間においては公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、昨年の勧告において、民間企業従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に拡大するなどの見直しを行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与378,000円に対して職員給与は減額措置前では386,437円であり、8,437円（2.18%）上回っているが、減額措置後では362,740円であり、逆に15,260円（4.21%）下回っている。（参考資料第14表、第18表）

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差
			A - B ((A-B)/B*100)
378,000円	減額措置前	386,437円	△ 8,437円 (△2.18%)
	減額措置後	362,740円	15,260円 (4.21%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

民間における家族手当の支給状況については、配偶者と子2人に係る支給額が、職員の扶養手当の支給額を上回っている。（参考資料第22表）

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額4.02月分に相当していた。これは、昨年(4.11月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)を0.43月分下回っている。（参考資料第24表）

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A - B)
4.02月分	4.45月分	△0.43月分
	(4.19月分)	(△0.17月分)

(注) () 内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.45月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 公務員給与と民間給与の実態

(ア) 公務員給与の状況

民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(166,568人、平均年齢40.7歳)の本年4月における平均給与月額は383,541円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(286,617人、平均年齢41.4歳)では401,655円となっている。

(イ) 民間給与の状況

新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒、高校卒とも、昨年に比べて大幅な増額となっている。

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合、定期昇給を実施した事業所の割合とも昨年より増加している。

平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、昨年に比べて減少している。

イ 民間給与との比較

(ア) 月例給

公務においては行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種の者について、4月分の給与額の比較(ラスパイレス方式)を行ったところ、公務員給与が民間給与を1,352円(0.35%)下回った。

国の公務員給与と全国の民間給与との較差

民間給与(A)	公務員給与(B)	較 差
		A - B ((A-B)/B*100)
384,893円	383,541円	1,352円 (0.35%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

また、配偶者と子2人に係る民間の家族手当の支給額が、職員のこれらに係る扶養手当の支給額を上回っている。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額 4.51 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.45) 月を上回っている。

ウ 本年の給与の改定

(ア) 俸給表

民間との間に相当の差が生じている初任給を中心に若年層に限定して改定を行い、中高年齢層については改定を行わないこととする。

この結果、行政職俸給表(一)について、1級の平均改定率は 1.1% 、2級は 0.6% の改善となり(3級は 0.0% 、4級以上は改定なし)、行政職俸給表(一)全体の平均改定率は 0.1% となる。

また、行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に、所要の改定を行うこととする(平成19年4月1日実施)。

(イ) 扶養手当

民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮し、扶養親族である子等に係る支給月額(職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。)を 500 円引き上げることとする(平成19年4月1日実施)。

(ウ) 地域手当の支給割合の改定

給与構造改革における地域間給与配分の見直しを着実に実施するため、本年4月1日から平成20年3月31日までの地域手当の支給割合について、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合との差が6%以上の地域において、既に本年4月に行った改定に加えて、0.5%の引上げを行うこととした（平成19年4月1日実施）。

(エ) 期末手当・勤勉手当等

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.5月分とする。引上げ分は、民間の状況等を参考に勤勉手当に割り振ることとし、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成20年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする（公布日実施）。

国の一般職員の支給月数

		6月期	12月期
19年度	期末手当	1.4 月 (支給済み)	1.6 月 (改定なし)
	勤勉手当	0.725月 (支給済み)	0.775月 (現行0.725月)
20年度 以降	期末手当	1.4 月	1.6 月
	勤勉手当	0.75 月	0.75 月

(2) 給与構造改革

平成17年の勧告時の報告において、国家公務員の給与制度の基本である職務給の原則、成績主義を推し進めるとともに、地域における公務員給与水準の適正化を図るため、給与制度の抜本的な改革を行うことを表明した。

この給与構造改革は、平成18年度以降平成22年度までの間に逐次実施を図ることとしている。

ア 平成20年度において実施する事項

(ア) 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員

が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設する（平成20年4月1日実施）。

専門スタッフ職俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用し、3級構成とする。各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎としたものとする。

（イ）地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定（平成19年度の支給割合を1～2.5%引上げ）する。

7 むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(1) 月例給について

前記のとおり、本年4月分の給与額を比較したところ、減額措置前では昨年を引き続き職員給与が民間給与を上回っていた(2.18%)が、昨年(3.17%)に比べ、その較差は縮小している。

これは、本県の民間事業所について、ベースアップ、定期昇給の状況がわずかながらも改善傾向にあることに加え、職員の給与水準について、その引下げが段階的に実施されている^(注)ことによるものと思われる。

また、特例条例による給与の減額後では、昨年を引き続き職員給与が民間給与を下回っており、その較差は昨年より拡大している。

一方、国においては、月例給については俸給表、扶養手当、地域手当の引上げ改定を本年4月に遡及して行うこととされたところである。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下に述べる改定が必要であると判断した。

(注) 国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われた。
本県においても、国に準じて給料表の引下げ改定が行われている。

○経過措置の内容

改定後の給料表の適用の日(平成18年4月1日)における給料月額が、その前日に受けていた給料月額(切替前給料月額)に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が、昇給等により切替前給料月額に達するまでの間、その差額を支給する。

ア 給料表

若年層の職員の給料水準については、平成14年以降、給料表の引下げ改定に伴って引き下げられているが、民間においては、初任給に伸

びが見られたところであり、結果として、初任給を中心とした若年層の職員の給料は民間に比べ低い水準にある。

上記の点を踏まえ、公務への有能な人材確保の観点から、給料表については、人事院勧告に準じて、初任給を中心に若年層に限定した改定を行うこととする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うこととする。^(注)

なお、再任用職員の給料月額並びに任期付研究員給料表（招へい型）及び特定任期付職員給料表については、改定を行わない。

(注) 国においては、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表は廃止されているため、当該俸給表にかかる勧告は行われていない。

イ 扶養手当

前述した民間における家族手当の支給状況を考慮するとともに、本県においても少子化対策が緊急的・重点的に取り組まれていることにも配慮し、人事院勧告に準じて、扶養親族である子等に係る支給月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当・勤勉手当について

国においては、前記のとおり、支給月数を0.05月分引き上げ、4.5月分とすることとされたところである。

一方、本県においては、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（4.45月分）が民間の特別給の支給割合（4.02月分）を上回っており、昨年と比べ、その差は拡大（昨年0.34月分、本年0.43月分）している。

また、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されているが、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数（4.19月分）と比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を相当程度上回っていることが認められた。

期末手当・勤勉手当について、本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点からは、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保する必要性を認めつつも、昨年の勧告時の報告においては、広く県民の理解を得るために、地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要がある旨言及したところである。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.2月分引き下げ4.25月分とすることとする。

引下げに当たっては、平成20年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.1月分ずつ引き下げることとするが、本年度については、6月期の期末手当が支給済みであることから、12月期の期末手当を0.2月分引き下げることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

(3) その他の手当等について

ア 地域手当

民間賃金の高い地域に勤務する職員等を支給対象とする地域手当については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合について、人事院勧告に準じて、下表のとおりとする。

平成20年度の地域手当の級地別支給割合

級地 (支給割合)	支給地域	平成20年度の 地域手当の支給割合	平成18年3月31日の 調整手当の支給割合
1級地 (18%)	東京都 特別区	1.6	1.2
2級地 (15%)	大阪府 大阪市	1.3 ※	1.0 ※
4級地 (10%)	広島県 広島市	7	3

(注) 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

イ 特殊勤務手当

本委員会は、昨年の勧告時の報告において、社会情勢の変化等により特殊性が薄れているものについて、廃止も含めて見直すとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進め、早期に改正する必要がある旨言及したところである。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当については、本年4月に、この趣旨に沿った改正が行われたところであるが^(注)、その他の職員にかかる特殊勤務手当についても、できるだけ早期に改正を行うことが必要である。

(注) 関係条例等の改正により、他校兼務手当及び本分校勤務手当の廃止などの見直しが行われた。

ウ 教育職員の給与等

本年6月に公布された学校教育法等の一部を改正する法律により、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職^(注)を置くことができることとされた(平成20年4月1日施行)。

(注) 各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

また、これに先立つ本年3月の中央教育審議会(文部科学大臣の諮問機関)の答申「今後の教員給与の在り方について」においては、現在の4級制の給料表に関し、「主幹(仮称)又は指導教諭(仮称)が新たな職として位置付けられ、配置される場合には…都道府県において、必要に応じて…新たな級を創設することが望ましい」とされているほか、教員に一律4%支給されている教職調整額や、教員に特有の手当等について、見直しの必要性が指摘されている。

本県においては、副校長等の新たな職の設置に関する任命権者における検討結果を踏まえ、必要に応じ、その処遇等にかかる検討を行うとともに、教職調整額などその他の手当等については、国の動向を注

視していく必要がある。

なお、産業教育手当及び定時制通信教育手当については、他の都道府県の動向を踏まえ検討を行う必要がある旨、昨年言及したところであるが、上記の国における手当等の見直しの動向も踏まえつつ、更に検討を行う必要がある。

エ 勤務実績の給与への反映

本委員会は、平成17年の勧告時に、職員の勤務実績を的確に反映しうる給与制度の整備が喫緊の課題であるとして、昇給や勤勉手当の見直しに係る勧告を行い、昨年4月に関係条例等が改正されたところである。

この見直しを実効あるものとするためには、任命権者における勤務実績の給与への反映を一層推進していく必要がある。

(4) 人事管理上の課題について

ア 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある、その前提として、職員の能力と実績を的確に評価し、その結果を適切に処遇に反映させる人事評価制度の構築が求められている。

国は、本年7月に国家公務員法を改正し、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、今後2年以内に新たな人事評価制度を整備し、任用、給与等の人事管理に活用することになった。

本県においても、新たな人事評価制度への取組が行われているところであるが、今後、国や他都道府県の制度も参考としながら、人事管理の基礎として活用できる人事評価制度の整備に取り組んでいく必要がある。

イ 人材育成と女性職員の登用等

地方自治体の主体性の強化が求められる一方、かつてない厳しい財政

状況の中で、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と政策形成能力や創造力、専門性などの更なる向上が必要である。

とりわけ大幅な人員削減への取組が行われている状況にあって、行政水準を維持し、向上を目指すには、職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に求められており、そのための人材育成については、喫緊の課題として取り組んでいく必要がある。

特に、行政職の職員などの人事異動ローテーションに関しては、職員の専門性を向上させるという観点から、そのあり方を検討する必要がある。

若手職員の育成は、組織の活性化を図る上で取り組むべき重要な課題であり、意思形成過程への参加機会の充実、職場における人材育成体制の強化などを推進し、若手職員が生き生きと職務に取り組み、様々な課題に積極的に挑戦できる環境を整えていく必要がある。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員の管理職への積極的な登用、意思形成過程への参加機会の充実など、その育成・登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

ウ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の維持・向上の面でも、職業生活と家庭生活の調和を図る上でも重要な課題である。したがって、適正な勤務時間管理に努めるとともに業務の見直しを行うなど、今後とも、時間外勤務の縮減を図る必要がある。

また、総実勤務時間の短縮のためには、年次有給休暇の積極的な取得を促進することが必要である。

(参考資料第28表)

人事院は、民間企業の所定労働時間が、国家公務員の勤務時間よりも短いという調査結果を受けて、本年の公務員人事管理に関する報告において、来年を目途に民間準拠の原則に基づいて見直しに関する勧告を行うという方針を示した。本県においても、国家公務員の勤務時間の見直しの状況等を注視しながら、検討を行っていく必要がある。

エ メンタルヘルス対策

職員の心身両面にわたる健康づくりは、職員個人や家族の充実した生活に資することとともに、ますます、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待に応えていくためにも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、職員自身がストレスに気づき、これに対処する方法を身につけること、各職場においては、管理・監督者を中心に職員相互の協力・支援や意思疎通を図ること等によりストレスの少ない働きやすい職場づくりを一層推進すること、任命権者においては、職員への相談事業、研修事業を行うことなど、それぞれの立場での継続した取組が必要である。(参考資料第 29 表)

オ 弾力的な勤務形態の導入

育児や介護を行う職員に対して適切な支援策を講じていくことは重要な課題である。本年、再度の育児休業を取得することができる事由^(注1)の拡大等の改善がなされるなど、本県では、これまで育児や介護のための休暇や育児休業の制度の拡充が行われてきたところであるが、これらの制度を利用しやすい職場づくりや職員の意識の改善が引き続き必要である。

また、本年、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児のための短時間勤務^(注2)の制度の導入が可能となった。この制度により、長期間にわたる職員の仕事と育児の両立が可能となるとともに、男性職員の育児参加の機会の拡大にも資することが期待されるものであり、本県においてもその導入について検討する必要がある。

一方、地方公務員法の一部改正により、近年の行政課題の複雑・高度化に対応できるよう、職員の幅広い能力開発を促進すべく、職員が自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を認める自己啓発休業制度^(注3)を導入することが可能となった。職員の自発性や自主性を積極的に活かす柔軟な仕組みを用意することは、職員個人の自己啓発につながるのみならず、ひいては、組織全体の活力を高めるこ

とも期待されることから、職員の実態等を踏まえつつその導入について検討する必要がある。

(注1) 育児休業の取得は、1人の子について原則1回であるが、職務復帰等の後、条例で定める特別な事情がある場合は、再度の取得が認められている。

(注2) 育児のための短時間勤務

○対象となる職員：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員
(現行の育児休業は子が満3歳に達するまで)

○勤務パターン：1日当たり4時間、1日当たり5時間、週3日、週2日半等の勤務形態から選択

○給与：給料及び職務関連手当は勤務時間に応じた額。生活関連手当は全額支給

(注3) 自己啓発休業制度

○休業の事由：・大学等の課程の履修…国内外の大学等の教育施設の課程の履修
・国際貢献活動…国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち条例で定めるものへの参加

○休業の期間：3年を超えない範囲内で条例で定める期間

○給与：無給

(5) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

現在行われている特例条例による給与の減額措置については、県の財政運営が一段と厳しさを増していることから、減額措置の継続や管理職手当の上乗せ減額について議論されているところである。しかしながら、減額措置が職員の生活や職務に対する士気に与える影響は極めて大きいものがあり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改定内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

イ 期末手当について

(ア) 平成19年度の支給割合

- 平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.4月分（特定幹部職員にあっては、1.2月分）とすること。
- 再任用職員については、平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあっては、0.65月分）とすること。

(イ) 平成20年度以降の支給割合

- 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.1月分及び1.3月分）とすること。
- 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分及び0.8月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.6月分及び0.7月分）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改定内容

(1) 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.7月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改定内容

(1) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

これらの改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(1)のイについては、平成20年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
2		136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
3		137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
4		139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
5		140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
6		141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
7		142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
8		143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
9		144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
10		145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
11		147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
12		148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
13		149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
14		151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
15		152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
16		154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
17		155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
18		157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
19		158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
20		160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
21		161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
22		164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
23		166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
24		169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
25		172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
26		173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
27		175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
28		177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
29		178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
30		180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31		182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32		184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33		185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34		187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
35		188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
36		190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37		191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38		192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39		194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40		195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700

	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
再任用職員以外の職員	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
	86	240,100	296,400	345,300	386,800					
	87	240,800	296,800	345,800	387,400					
	88	241,500	297,200	346,300	388,000					

89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							
101		301,700	352,100							
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							
105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							
112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200							
114		306,300								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,900								
123		309,200								
124		309,500								
125		309,900								
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	187,500	207,300	231,000	268,300	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	189,900	209,200	232,800	270,200	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	192,300	211,100	234,600	272,100	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	194,700	213,000	236,400	274,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	197,200	214,700	238,200	275,700	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	199,000	216,500	239,700	277,600	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	200,800	218,300	241,200	279,500	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	202,600	220,100	242,700	281,400	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	204,500	221,800	244,200	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	206,300	223,500	245,800	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	211,800	228,500	250,400	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	213,600	230,300	251,800	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	215,400	232,100	253,300	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	217,200	233,900	254,800	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	218,900	235,500	256,200	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	220,600	237,100	257,700	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	222,300	238,700	259,200	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	224,000	240,300	260,700	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	225,600	241,800	262,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	227,400	243,300	263,600	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	229,200	244,800	265,100	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	231,000	246,300	266,600	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	232,600	247,800	268,000	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	234,100	249,200	269,700	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	235,600	250,700	271,400	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	237,100	252,200	273,000	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
	45	238,600	253,600	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	239,900	255,100	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
	47	241,200	256,600	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	242,500	258,100	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	

	49	243,600	259,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200
	50	245,000	261,000	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900
	51	246,500	262,500	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600
	52	248,000	264,000	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300
	53	249,400	265,300	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000
	54	250,900	267,000	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700
	55	252,400	268,700	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400
	56	253,900	270,300	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100
	57	255,300	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800
	58	256,600	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500
	59	257,900	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200
	60	259,200	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900
	61	260,500	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600
	62	261,900	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600	
	63	263,300	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200	
	64	264,700	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800	
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500	
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100	
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700	
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300	
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000	
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600	
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200	
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800	
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500	
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100	
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700	
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300	
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000	
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800		
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400		
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000		
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600		
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200		
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800		
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400		
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000		
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700			
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300			
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900			
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500			
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100			
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700			
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300			
	93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900			
	94	303,500	327,700	356,000	391,100				
	95	304,800	329,100	357,500	391,700				
	96	306,100	330,500	359,000	392,300				
	97	307,200	332,000	360,400	392,800				
	98	308,400	333,400	361,600	393,400				
	99	309,600	334,800	362,800	394,000				
	100	310,800	336,200	364,000	394,600				
	101	312,000	337,700	365,300	395,100				
	102	313,100	339,000	366,500	395,700				
	103	314,200	340,300	367,700	396,300				
	104	315,300	341,600	368,900	396,900				

再任職員以外の職員

105	316,300	342,800	370,200	397,400						
106	317,000	343,900	370,800	397,900						
107	317,700	345,000	371,400	398,400						
108	318,400	346,100	372,000	398,900						
109	319,100	347,300	372,700	399,300						
110	319,800	348,300	373,300	399,800						
111	320,500	349,300	373,900	400,300						
112	321,200	350,300	374,500	400,800						
113	322,000	351,400	375,000	401,200						
114	322,800	352,400	375,600	401,700						
115	323,600	353,400	376,200	402,200						
116	324,400	354,400	376,800	402,700						
117	325,000	355,500	377,300	403,100						
118	325,800	356,100	377,900	403,600						
119	326,600	356,700	378,500	404,100						
120	327,400	357,300	379,100	404,600						
121	328,100	357,800	379,500	405,000						
122	328,600	358,300	380,100	405,500						
123	329,100	358,800	380,700	406,000						
124	329,600	359,300	381,300	406,500						
125	329,900	359,800	381,800	406,900						
126		360,300	382,300							
127		360,800	382,800							
128		361,300	383,300							
129		361,800	383,600							
130		362,300	384,100							
131		362,800	384,600							
132		363,300	385,100							
133		363,800	385,400							
134		364,300	385,900							
135		364,800	386,400							
136		365,300	386,900							
137		365,600	387,200							
138		366,100	387,700							
139		366,600	388,200							
140		367,100	388,700							
141		367,400	389,000							
142		367,900								
143		368,400								
144		368,900								
145		369,200								
再任用職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,000	216,200	260,300	313,600	356,300
	2	139,000	218,300	262,100	316,100	358,800
	3	140,100	220,400	263,900	318,600	361,300
	4	141,100	222,500	265,700	321,100	363,800
	5	142,100	224,500	267,300	323,600	366,300
	6	143,400	226,600	269,300	326,100	369,500
	7	144,700	228,700	271,300	328,600	372,700
	8	146,000	230,800	273,300	331,100	375,900
	9	147,100	233,000	275,400	333,600	378,900
	10	149,100	234,900	278,200	336,100	382,000
	11	151,000	236,800	281,000	338,600	385,100
	12	152,900	238,700	283,700	341,100	388,200
	13	155,000	240,600	286,500	343,600	391,200
	14	157,000	242,500	289,300	346,100	394,000
	15	158,900	244,400	292,100	348,600	396,800
	16	160,800	246,300	294,800	351,100	399,600
	17	162,900	248,200	297,400	353,600	402,500
	18	165,200	250,100	300,000	356,100	404,600
	19	167,500	252,000	302,600	358,600	406,700
	20	169,800	253,900	305,200	361,100	408,800
	21	172,200	255,600	307,700	363,600	410,700
	22	174,700	257,300	309,400	366,000	412,700
	23	177,100	259,000	311,100	368,400	414,700
	24	179,600	260,700	312,800	370,800	416,700
	25	181,800	262,500	314,400	373,300	418,500
	26	184,200	264,300	316,300	375,700	420,300
	27	186,600	266,100	318,200	378,100	422,100
	28	189,100	267,900	320,100	380,500	423,900
	29	191,600	269,600	321,800	382,700	425,500
	30	194,200	271,300	323,600	384,900	427,200
	31	196,900	273,000	325,400	387,100	428,900
	32	199,500	274,700	327,200	389,300	430,600
	33	201,900	276,300	328,800	391,400	432,200
	34	204,600	278,000	330,400	393,200	433,500
	35	207,300	279,700	332,000	395,000	434,800
	36	210,000	281,400	333,600	396,800	436,100
	37	212,600	282,900	335,300	398,700	437,500
	38	214,200	284,300	336,900	400,200	438,500
	39	215,800	285,700	338,500	401,700	439,500
	40	217,400	287,100	340,100	403,200	440,500
	41	218,900	288,500	341,600	404,500	441,400
	42	220,400	289,800	343,100	405,900	442,200
	43	221,900	291,000	344,600	407,300	443,000
	44	223,400	292,200	346,100	408,700	443,800
	45	225,000	293,500	347,700	410,200	444,500
	46	226,100	294,900	349,100	411,600	445,200
	47	227,200	296,300	350,500	413,000	445,900
	48	228,300	297,700	351,900	414,400	446,600

再任職員以外職員	49	229,500	299,200	353,200	415,800	447,300	
	50	230,400	300,300	354,700	416,700	448,000	
	51	231,300	301,400	356,200	417,600	448,700	
	52	232,200	302,500	357,700	418,500	449,400	
	53	233,100	303,700	359,100	419,200	450,100	
	54	234,000	304,800	360,500	419,800	450,800	
	55	234,900	305,900	361,900	420,400	451,500	
	56	235,800	307,000	363,300	421,000	452,200	
	57	236,800	308,200	364,500	421,600	452,900	
	58	237,700	309,300	365,800	422,200	453,600	
	59	238,600	310,400	367,100	422,800	454,300	
	60	239,500	311,500	368,400	423,400	455,000	
	61	240,400	312,400	369,600	424,000	455,600	
	62	241,300	313,200	370,200	424,600	456,300	
	63	242,200	314,000	370,800	425,200	457,000	
	64	243,100	314,800	371,400	425,800	457,700	
	65	243,700	315,400	371,800	426,400	458,200	
	66	244,400	316,100	372,300	427,000	458,900	
	67	245,100	316,800	372,800	427,600	459,600	
	68	245,800	317,500	373,300	428,200	460,300	
	69	246,400	318,300	373,900	428,900	460,800	
	70	247,100		374,400	429,500	461,500	
	71	247,800		374,900	430,100	462,200	
	72	248,500		375,400	430,700	462,900	
	73	249,200		376,000	431,400	463,400	
	74	249,900		376,500	432,000		
	75	250,600		377,000	432,600		
	76	251,300		377,500	433,200		
	77	252,000		378,100	433,900		
	78	252,700		378,600	434,600		
	79	253,300		379,100	435,300		
	80	253,900		379,600	436,000		
	81	254,400		380,200	436,500		
	82	254,900		380,700	437,200		
	83	255,400		381,200	437,900		
	84	255,900		381,700	438,600		
	85	256,200		382,300	439,100		
	86			382,800	439,800		
	87			383,300	440,500		
	88			383,800	441,200		
	89			384,400	441,700		
	90			384,900			
	91			385,400			
	92			385,900			
	93			386,500			
	94			387,000			
	95			387,500			
	96			388,000			
	97			388,600			
	98			389,100			
	99			389,600			
	100			390,100			
	101			390,700			
	再任職員		219,600	249,800	284,200	326,400	356,300

備考 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300
	2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200
	3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100
	4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000
	5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700
	6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600
	7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500
	8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400
	9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100
	10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900
	11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700
	12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500
	13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400
	14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200
	15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000
	16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800
	17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700
	18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500
	19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300
	20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100
	21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000
	22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700
	23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400
	24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100
	25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900
	26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500
	27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100
	28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700
	29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300
	30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900
	31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500
	32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100
	33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500
	34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000
	35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500
	36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000
	37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600
	38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100
	39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600
	40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100

	41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700
	42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000
	43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300
	44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600
	45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
再任用職員以外の職員	60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		
	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		

	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600			
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			
	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400

再任 用職 員以 外の 職員	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	
	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		

	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900

	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
再任用職員以外の職員	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		

81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700			
87		293,400	331,000	353,100			
88		293,700	331,400	353,500			
89		294,100	331,900	354,000			
90		294,400	332,300	354,400			
91		294,700	332,700	354,800			
92		295,000	333,100	355,200			
93		295,400	333,600	355,700			
94		295,700	334,000	356,100			
95		296,000	334,400	356,500			
96		296,300	334,800	356,900			
97		296,700	335,000	357,400			
98		297,000	335,400	357,800			
99		297,300	335,800	358,200			
100		297,600	336,200	358,600			
101		298,000	336,400	359,100			
102		298,300	336,800	359,500			
103		298,600	337,200	359,900			
104		298,900	337,600	360,300			
105		299,200	337,800	360,800			
106			338,200				
107			338,600				
108			339,000				
109			339,200				
110			339,600				
111			340,000				
112			340,400				
113			340,600				
再任用職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校及び小学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000

	41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
	42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
	43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
	44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
	45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
	55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
	56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
	57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
	58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
再任	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
用職	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
員以	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
外の	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
職員	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		

89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600			
127	302,600	335,000			
128	303,000	335,400			
129	303,200	335,700			
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			
132	304,400	336,900			
133	304,600	337,200			
134	305,000	337,600			
135	305,400	338,000			
136	305,800	338,400			

137	306,000	338,700						
138	306,400	339,100						
139	306,800	339,500						
140	307,200	339,900						
141	307,400	340,200						
142	307,800	340,600						
143	308,200	341,000						
144	308,600	341,400						
145	308,800	341,700						
146	309,200	342,100						
147	309,600	342,500						
148	310,000	342,900						
149	310,200	343,200						
150	310,500	343,600						
151	310,800	344,000						
152	311,100	344,400						
153	311,500	344,700						
154	311,800							
155	312,100							
156	312,400							
157	312,800							
158	313,100							
159	313,400							
160	313,700							
161	314,100							
162	314,400							
163	314,700							
164	315,000							
165	315,400							
166	315,700							
167	316,000							
168	316,300							
169	316,700							
再任用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	407,300	
	39	219,900	281,500	408,900	
	40	221,700	284,100	410,500	
	41	223,600	286,600	412,200	
	42	225,400	289,200	413,800	
	43	227,200	291,700	415,400	
	44	229,000	294,200	417,000	
	45	230,900	296,500	418,700	
	46	232,600	299,200	420,300	
	47	234,300	301,900	421,900	
	48	236,000	304,600	423,500	

	49	237,600	307,100	425,200
	50	239,300	309,600	426,800
	51	241,000	312,100	428,400
	52	242,700	314,600	430,000
	53	244,300	317,000	431,700
	54	246,000	319,200	433,300
	55	247,700	321,400	434,900
	56	249,400	323,600	436,500
	57	251,000	325,900	438,200
	58	252,600	328,100	439,800
	59	254,200	330,300	441,400
	60	255,800	332,500	443,000
	61	257,400	334,700	444,700
	62	259,000	336,900	446,300
	63	260,600	339,100	447,900
	64	262,100	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
	73	276,000	360,400	463,900
	74	277,400	362,400	464,900
再任職 以外の 職員	75	278,800	364,400	465,900
	76	280,200	366,400	466,900
	77	281,600	368,400	467,700
	78	282,800	370,100	
	79	284,000	371,800	
	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
	82	287,700	376,700	
	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
	86	292,600	382,700	
	87	293,800	384,200	
	88	295,000	385,700	
	89	296,200	387,200	
	90	297,400	388,600	
	91	298,600	390,000	
	92	299,800	391,400	
	93	300,800	392,900	
	94	302,000	394,200	
	95	303,200	395,500	
	96	304,400	396,800	
	97	305,400	398,200	
	98	306,500	399,300	
	99	307,600	400,400	
	100	308,700	401,500	
	101	309,600	402,600	
	102	310,700	403,700	
	103	311,800	404,800	
	104	312,900	405,900	

105	313,800	406,800		
106	314,700	407,800		
107	315,600	408,800		
108	316,500	409,800		
109	317,500	410,700		
110	318,100	411,600		
111	318,700	412,500		
112	319,300	413,400		
113	320,000	414,100		
114	320,500	414,900		
115	321,000	415,700		
116	321,500	416,500		
117	322,100	417,300		
118	322,600	418,100		
119	323,100	418,900		
120	323,600	419,700		
121	324,200	420,500		
122	324,700	421,000		
123	325,200	421,500		
124	325,700	422,000		
125	326,300	422,400		
126	326,700	422,900		
127	327,100	423,400		
128	327,500	423,900		
129	327,800	424,300		
130	328,200	424,800		
131	328,600	425,300		
132	329,000	425,800		
133	329,200	426,200		
134	329,500	426,700		
135	329,800	427,200		
136	330,100	427,700		
137	330,500	428,100		
138	330,800			
139	331,100			
140	331,400			
141	331,700			
142	332,000			
143	332,300			
144	332,600			
145	332,900			
146	333,200			
147	333,500			
148	333,800			
149	334,000			
150	334,300			
151	334,600			
152	334,900			
153	335,100			
再任用職員	235,300	279,400	338,200	424,900

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舍指導員、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校及び小学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	
	39	219,100	249,900	375,400	
	40	220,800	252,700	377,000	
	41	222,600	255,500	378,700	
	42	224,400	258,100	380,300	
	43	226,200	260,700	381,900	
	44	228,000	263,300	383,500	

	45	229,900	265,900	385,100
	46	231,600	268,500	386,700
	47	233,300	271,100	388,300
	48	235,000	273,700	389,900
	49	236,700	276,300	391,400
	50	238,400	278,900	392,900
	51	240,100	281,500	394,400
	52	241,800	284,100	395,900
	53	243,300	286,600	397,500
	54	245,000	289,200	398,900
	55	246,700	291,700	400,300
	56	248,400	294,200	401,700
	57	250,000	296,500	403,200
	58	251,500	299,200	404,600
	59	253,000	301,900	406,000
	60	254,500	304,600	407,400
	61	256,100	307,100	408,700
	62	257,600	309,600	410,100
	63	259,100	312,100	411,500
	64	260,500	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
再任職 員以 外の 職員	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100	
88	292,000	363,000	434,800	
89	293,100	364,700	435,500	
90	294,000	366,100	436,200	
91	294,900	367,500	436,900	
92	295,800	368,900	437,600	
93	296,500	370,400	438,100	
94	297,300	371,700		
95	298,100	373,000		
96	298,900	374,300		

97	299,800	375,700
98	300,600	376,800
99	301,400	377,900
100	302,200	379,000
101	303,100	380,200
102	303,600	381,300
103	304,100	382,400
104	304,600	383,500
105	305,100	384,500
106	305,500	385,500
107	305,900	386,500
108	306,300	387,500
109	306,500	388,400
110	306,900	389,400
111	307,300	390,400
112	307,700	391,400
113	307,900	392,200
114	308,200	393,100
115	308,500	394,000
116	308,800	394,900
117	309,100	395,900
118	309,400	396,700
119	309,700	397,500
120	310,000	398,300
121	310,200	399,100
122	310,500	399,900
123	310,800	400,700
124	311,100	401,500
125	311,300	402,200
126		402,900
127		403,600
128		404,300
129		405,100
130		405,800
131		406,500
132		407,200
133		407,700
134		408,300
135		408,900
136		409,500
137		409,900
138		410,500
139		411,100
140		411,700
141		412,100
142		412,700
143		413,300
144		413,900
145		414,300
146		414,900
147		415,500
148		416,100

	149		416,500		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

給与等に関する参考資料

目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考-2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考-3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考-4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考-10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経歴年数	参考-14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考-16
第7表	給料表別平均給与月額	参考-17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考-18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考-19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考-20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考-21
第12表	任期付研究員の給料表別・号給別人員	参考-22
第13表	特定任期付職員の号給別人員	参考-22
第14表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考-22
第15表	給料表別休職者等の状況	参考-23
第16表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考-23
2	民間給与実態調査の概要	参考-24
第17表	産業別、規模別調査事業所数	参考-25
第18表	民間との給与比較における対応関係	参考-25
第19表	職種別給与額等の状況	参考-26
第20表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考-32
第21表	民間における昇給制度の状況	参考-32
第22表	民間における家族手当の支給状況	参考-33
第23表	民間における住宅手当の支給状況	参考-33
第24表	民間における特別給の支給状況	参考-33
第25表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-34
3	物価及び生計費	参考-35
第26表	消費者物価指数及び消費支出（勤労者世帯）	参考-36
第27表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考-36
4	人事管理関係	参考-37
第28表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考-37
第29表	精神疾患による休暇・休職の状況	参考-38
5	勧告による改定の概要	参考-39
6	人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子	参考-41
	給与勧告の骨子	参考-41
	公務員人事管理に関する報告の骨子	参考-43

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成19年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成19年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成19年4月1日に在職するもの

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）

(イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

(ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

(エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）

(オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

(ア) 休職期間中の職員

(イ) 育児休業期間中の職員

(ウ) 平成19年4月1日付けで退職した職員

(エ) 再任用職員

(3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

(4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均 年齢	平均経験 年数
		人	%	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全給料表	19年	13,028	100.0	66.8	33.2	78.0	6.3	15.6	0.1	43.6	21.5
	18年	14,026	100.0	64.4	35.6	75.1	9.6	15.2	0.1	43.1	21.1
行政職	19年	4,054	31.1	77.9	22.1	60.8	9.9	29.1	0.2	43.9	22.3
	18年	4,170	29.7	77.6	22.4	60.9	9.9	28.9	0.2	43.4	21.9
(中小学校事務職)	19年	309	2.4	28.8	71.2	15.9	23.0	61.2	0.0	46.4	26.7
	18年	314	2.2	28.0	72.0	15.9	22.9	61.1	0.0	46.3	26.5
公安職	19年	1,465	11.2	96.2	3.8	48.7	1.2	50.1	0.0	41.2	20.5
	18年	1,435	10.2	96.9	3.1	45.2	1.0	53.7	0.0	42.2	21.5
海事職	19年	57	0.4	100.0	0.0	0.0	56.1	36.8	7.0	42.8	23.0
	18年	59	0.4	100.0	0.0	0.0	54.2	37.3	8.5	42.1	22.5
研究職	19年	244	1.9	88.1	11.9	95.5	2.0	2.5	0.0	42.8	19.7
	18年	246	1.8	87.4	12.6	95.9	2.4	1.6	0.0	42.5	19.3
医療職(1)	19年	46	0.4	80.4	19.6	100.0	0.0	0.0	0.0	40.5	15.0
	18年	146	1.0	87.7	12.3	100.0	0.0	0.0	0.0	43.9	17.9
医療職(2)	19年	167	1.3	46.1	53.9	62.3	36.5	1.2	0.0	44.9	22.5
	18年	275	2.0	44.4	55.6	47.3	52.0	0.7	0.0	44.4	22.4
(中小学校栄養職)	19年	45	0.3	0.0	100.0	28.9	71.1	0.0	0.0	46.6	25.4
	18年	60	0.4	0.0	100.0	18.3	81.7	0.0	0.0	48.6	27.6
医療職(3)	19年	62	0.5	0.0	100.0	90.3	9.7	0.0	0.0	46.3	23.8
	18年	574	4.1	3.8	96.2	23.3	72.3	4.4	0.0	38.0	16.7
大学教育職	19年										
	18年	121	0.9	58.7	41.3	86.0	14.0	0.0	0.0	48.3	24.2
高等学校等 教育職	19年	2,140	16.4	63.8	36.2	91.5	4.4	4.1	0.0	43.0	20.4
	18年	2,163	15.4	63.9	36.1	91.0	4.6	4.4	0.0	42.5	19.9
中学校及び 小学校教育職	19年	4,793	36.8	49.6	50.4	95.7	4.3	0.0	0.0	44.4	21.8
	18年	4,837	34.5	49.8	50.2	95.7	4.3	0.0	0.0	43.9	21.3

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。
以下、第2表、第7表及び第16表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局		知	議	人	監	教	勞	漁	警	大	高	中	小	計
給 料 表		事	会	会	員	員	員	員	察	学	校	学	学	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	19年	3,506	22	12	14	318	8	6	1,756	/	2,316	1,786	3,284	13,028
	18年	4,265	23	12	14	324	8	6	1,726	168	2,346	1,792	3,342	14,026
行 政 職	19年	3,046	22	12	14	178	8	6	274	/	185	94	215	4,054
	18年	3,100	23	12	14	182	8	6	273	46	192	94	220	4,170
(中小学校事務職)	19年									/		94	215	309
	18年											94	220	314
公 安 職	19年								1,465	/				1,465
	18年								1,435					1,435
海 事 職	19年	23				20			4	/	10			57
	18年	23				22			4		10			59
研 究 職	19年	216				17			11	/				244
	18年	217				17			12					246
医 療 職 (1)	19年	46								/				46
	18年	146												146
医 療 職 (2)	19年	118								/	4	16	29	167
	18年	211									4	22	38	275
(中小学校栄養職)	19年									/		16	29	45
	18年											22	38	60
医 療 職 (3)	19年	57				3			2	/				62
	18年	568				3			2	1				574
大 学 教 育 職	19年	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	18年									121				121
高 等 学 校 等 教 育 職	19年					23				/	2,117			2,140
	18年					23					2,140			2,163
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	19年					77				/		1,676	3,040	4,793
	18年					77						1,676	3,084	4,837

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							2		
2									
3									
4						1	1		
5	3	1				1			1
6									
7		15							
8			1						
9	1	2	3						
10		2	2						
11	4	24	50						
12		2	4						1
13	1	7	10						1
14		2	8					1	6
15	2	24	46						1
16		3	4						1
17	2	6	17						
18		1	9						6
19	3	50	55						
20	1	3	14						
21	3	7	13	1					
22		3	9						2
23	8	34	56						
24		4	12	1				1	
25	11	10	23					2	
26	1	8	10					8	
27	7	3	97					2	
28	1	1	7					9	
29	1	4	22	1				4	
30	1	1	8					6	
31	16	3	101	1			1		
32	2		16	1			1	5	
33	9	1	15			1	2		
34	4		14	1				3	
35	12	1	51	3			5		
36	1	2	13	2				3	
37	5		22	2			6		
38	2		27	2	1		10		
39	8	2	68	9					
40	1		12	2			1		
41	5	1	19	2	1				
42	2		13	11	1		9		
43			44	42		2	1		
44	6		17	6	1				
45	4		8	37	1		1		
46	1		9	49			8		
47	1		6	10	1				
48		1	4	38	5	2			
49	1		3	27	1				
50			16	8	1	4	1		
51			72	13	4	1			
52			10	31	8	13			
53			7	17	1	2			
54			11	8	1	6			
55			51	5	1	3			
56			6	53	28	18			
57			6	23	13	4			
58			16	16	8	6			
59			16	7	7	10			
60			13	75	65	7			
61			4	14	14	15			
62		1	8	17	14	87			
63			6	8	36	20			
64			5	70	84	20			
65			4	20	33	14			
66			2	7	39	91			
67			2	6	12	8			
68			2	23	33	22			
69				17	51	2			
70			2		14	62			
71			1	3	14	5			
72				13	59	14			
73				2	37				
74			1	4	15	11			
75			2	5	17				
76			1	16	74				

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	1			8	9				
78			2	3	27				
79			1		31				
80				9	28				
81			1	2	46				
82			1		130				
83				1	34				
84			1	3	72				
85				2	81				
86				2					
87				1					
88			1						
89									
90			1						
91									
92									
93				1					
94									
95									
96									
97			1						
98									
99									
100									
101									
102									
103			1						
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	132	228	1,216	761	1,153	452	49	44	19
								総数	4,054

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	10								
6									
7									
8									
9	3								
10									
11	12								
12									
13	4		1						
14									
15	8		5						
16			1	1					
17	6								
18	1								
19	9		3						
20	1	1		1					
21	38								
22				1					
23	4	19	5	2					
24	2	1	2						
25	7	8	5						
26	8	5	2						
27	26	17	9				1		
28	8	12	1						
29	12	9	3	2					
30	9	2	1						
31	7	10	11	5	1				
32	1		2						
33	5	5	5	1					
34	3	2	2		1				
35	3	7	7	2					
36	1	5	5	2	1				1
37	2	8	1	3					3
38	3		4	1					
39	2	4	5	4					1
40		5	2	2	1				1
41	3	4		1					
42	1	5	2	1	1				
43	2	5	7	1					
44			1	2					
45		3	3	1					
46		1	1	3					
47		1	12	6	2				
48	1	1	3	1	1	1			
49	1	2	1	2	2	1			
50	1		3	2	2				
51	1		10	3	3		1		
52		2	6	1					
53		3	2	1		1	1		
54		1		7	2				
55		1	6	2			1		
56		1	1	2	1		1	1	
57			4	1	2			1	
58					1	1	1	2	
59			2	2	1			3	
60			2	2	2		1	2	
61		1		2	2	3	2	7	
62			2	1	2	1	1		
63			8	4	4	1	3		
64			2	1	1	1	1		
65			3	3	2	2	4		
66			3	6	6		1		
67			1	2	4	2	3		
68			6	2	3	2	7		
69				2	3	2	2		
70			5	2	6	2	12		
71			2	2	1	2	1		
72			2	2	7	3	3		
73			1	4	2	2			
74			1	7	3	5	2		
75			1	7	3	4	2		
76			1	5	5	5	1		

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	2	8	2	1		
78			2	5	16	2			
79			2	8	4	4			
80			2	9	9	6			
81			1	9	8				
82			4	9	15	5			
83			1	9	6	4			
84			2	4	17	3			
85			1	7	5	47			
86			1	9	12				
87			2	6	7				
88			1	13	11				
89			2	1	6				
90			1	7	38				
91				8	10				
92			1	4	11				
93				4	29				
94				7					
95				1					
96				8					
97				3					
98			2	7					
99				4					
100				7					
101				6					
102				10					
103				5					
104				6					
105				11					
106				2					
107				5					
108				6					
109				3					
110				10					
111				4					
112				8					
113				3					
114				7					
115				2					
116			1	9					
117				2					
118				1					
119				1					
120				3					
121				2					
122			1	7					
123				3					
124				9					
125				22					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136			1						
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	205	150	215	416	290	114	53	16	6
								総数	1,465

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9			1		
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		2			
18					
19		2			
20					
21	1				
22		1			
23		1	1		
24					
25					
26					
27			1		
28		1			
29			1		
30			1		
31	1	1			
32					
33	1		1		
34					
35					
36					
37	1				
38					
39			1		
40					
41	1				
42		1			
43	1		1		
44					
45				2	
46				1	
47				1	
48				1	
49				1	
50			1	1	
51	1			1	
52			1		
53					1
54	1				
55	1				
56					
57					
58					
59			1	1	
60					
61			1		
62					
63			1		
64			1	1	
65			1		
66				1	
67					
68					
69			1	1	
70			1		
71					
72					
73	1				
74				3	
75					
76					

級 号給	1	2	3	4	5
77					
78				1	
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86			1	2	
87			1		
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
計	10	9	19	18	1
総数	57				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1		1			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13		2			
14					
15		3			
16					
17		1			
18					
19					
20					
21		2			
22					
23		2			
24					
25			1		
26					
27		2	2		
28					
29		2	2		
30			4		1
31		3	2		
32			3		
33		1	6		
34					
35		5			
36		1	3		
37		3			
38					
39		4	2		
40			5		
41			1		
42			1		
43	1	9	2		
44					
45		1	1		
46			1	1	
47		11	2		
48				2	
49		2		1	
50			2	2	
51		3	3	1	
52					
53	1		2		
54			1	3	
55		7	1		
56		1	1		
57			3		
58		1	2	5	
59		7			
60			1		
61		1	2	1	
62			2	5	
63		7			
64		1			
65			7		
66			1	3	
67		7	1		
68			2	1	
69		2	11		
70		1	1	1	
71					
72			2		
73			4	1	
74			1		
75			2		
76			3		

級 号給	1	2	3	4	5
77			2		
78			1		
79			2		
80					
81					
82					
83					
84					
85			1		
86			6		
87			1		
88			2		
89			12		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	2	94	120	27	1
総数	244				

医療職給料表(1)

号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11		2		
12				
13				
14				
15	1			
16				
17				
18		3	3	2
19				
20				
21				
22				
23	1	3		
24				
25				
26		1	1	
27	3	2		
28			1	
29		1		
30				
31		1		
32				
33			1	1
34				
35		1		
36			1	
37				
38				1
39				
40				
41				
42				1
43				1
44				
45			1	
46				1
47				
48				
49				
50				2
51				
52				
53			1	1
54				
55				2
56				
57				
58			1	
59				
60				
61				
62				
63				1
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				

号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	8	14	10	14
総数	46			

医療職給料表(2)

号給	1	2	3	4	5	6	7
1			3				
2							
3							
4							
5							
6							
7		2					
8							
9							
10							
11		1					
12							
13							
14							
15	1	2					
16							
17		1					
18							
19		2					
20							
21		1	1				
22							
23		6	1				
24							
25	1	1					
26							
27		1	1				
28							
29			2				
30							
31		2	2				
32							
33		1		1	2		
34							
35			2	1	1		
36			1		2		
37		1	2				
38				1			
39			3			3	
40							
41							
42							
43		1	2		4		
44							
45	1					1	1
46							
47				2			
48					3		
49							
50			1				1
51			1				
52					1	2	
53				1	3	1	
54						1	
55							
56				1	1		
57		1				3	
58						6	
59							
60					3		
61					2		
62						6	
63					1		
64					3		
65						1	
66					2		
67					2		
68					4		
69					5		
70							
71					1		
72					1		
73					2		
74					3		
75							
76					2		

号給	1	2	3	4	5	6	7
77					1		
78					4		
79					5		
80					1		
81							
82						7	
83							
84						3	
85					14		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	3	26	19	7	90	22	
総数	167						

医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10			1				
11							
12							
13							
14							
15			2				
16							
17			1				
18							
19			1				
20			1				
21							
22							
23		2					
24							
25				1			
26							
27				1			
28							
29				1			
30							
31			1				
32							
33							
34							
35							
36			1				
37							
38							
39							
40							
41				1			
42				2			
43							
44							
45				1			
46				2			
47							
48							
49					2	2	
50							
51							
52							
53						1	
54						1	
55					1		
56					2		
57					1		
58					2	5	
59				1			
60							
61					2		
62						3	
63					1		
64							
65							
66							
67					2		
68							
69					3		
70							
71					1		
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79					2		
80					1		
81							
82					1		
83							
84							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
85					5		
86							
87							
88							
89					1		
90							
91					1		
92							
93					1		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		2	8	10	30	12	
						総数	62

高等学校等教育職給料表

号給	1	2	3	4
1		1		
2				
3				
4				
5		1		
6				
7		1		
8				
9		1		
10				
11		1		
12				
13		5		
14				
15		4		
16		1		
17		9		
18				
19		7		
20				
21		10		
22				3
23		7		
24		3		2
25		6		1
26		1		3
27		10		
28		2		
29		10		
30		6		8
31		15		1
32		5		2
33		8		
34	1	8		13
35		20		
36		1		
37	1	17		20
38		3		
39	1	19		
40		7		
41	1	12		
42		5		
43		26		
44		13		
45		15		
46	1	5		
47	2	32		
48		7		
49	1	15		
50		8		
51		37		
52		11	1	
53	1	18		
54	1	6		
55	4	38	1	
56	2	7	1	
57	2	18	2	
58	1	9	4	
59	1	31	2	
60	1	4	2	
61	1	34	1	
62	1	8	2	
63	1	30	6	
64	2	15	7	
65	1	32		
66	3	19	3	
67	3	38	1	
68		24	6	
69	2	31	5	
70		25	8	
71	2	15	2	
72	2	38	1	
73	5	14	3	
74	3	18	9	
75		6	1	
76	1	15		

中学校及び小学校教育職給料表

号給	1	2	3	4
77	1	13	3	
78	2	26		
79	3	21		
80		49		
81	5	31		
82	3	26		
83	1	46		
84	1	21		
85	3	26		
86	3	30		
87		23		
88		35		
89		19		
90		14		
91		22		
92	4	23		
93	3	16		
94	2	22		
95	2	24		
96	2	22		
97	2	30		
98	1	26		
99		6		
100	4	18		
101	1	30		
102	1	8		
103		9		
104	2	14		
105	6	8		
106	1	9		
107		12		
108		7		
109		8		
110		8		
111	1	24		
112	2	3		
113	2	11		
114		13		
115	1	15		
116		6		
117		7		
118		22		
119		24		
120		3		
121		10		
122		8		
123		6		
124		12		
125		9		
126		10		
127				
128				
129				
130		4		
131		3		
132		4		
133		5		
134		15		
135		7		
136		8		
137		110		
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	107	1,909	71	53
総数				2,140

号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				2
5				1
6				
7				1
8				1
9				7
10				2
11				6
12				3
13		7		4
14				1
15				3
16				5
17		3		6
18				2
19		3		10
20				9
21		3		3
22				11
23		4		15
24		1		8
25		8		9
26				5
27		9		12
28				6
29		12		5
30		2		10
31		14		6
32				8
33		18		9
34		7		21
35		14		
36		2		5
37		15		181
38		2		
39		17		
40		3		
41		15		
42		5		
43		25		
44		6		
45		12		
46		9		
47		23		
48		7	1	
49		8	1	
50		11	3	
51		18	2	
52		6	2	
53		22	3	
54		16	4	
55		28	4	
56		17	4	
57		24	8	
58		7	10	
59		34	7	
60		11	10	
61		25	19	
62		21	12	
63		38	12	
64		16	25	
65		23	19	
66		16	7	
67		43	18	
68		14	14	
69		30	12	
70		24	3	
71		51	24	
72		16	18	
73		23	14	
74		28	5	
75		47	15	
76		22	15	

号給	1	2	3	4
77		30	16	
78		40	9	
79		65	8	
80		48	5	
81		56	7	
82		64	3	
83		71	4	
84		90	2	
85		65	4	
86		84	1	
87		45	2	
88		36	3	
89		40	2	
90		31	4	
91		40	3	
92		63	4	
93		59	44	
94		53		
95		110		
96		59		
97		62		
98		93		
99		64		
100		74		
101		97		
102		50		
103		80		
104		93		
105		49		
106		69		
107		76		
108		45		
109		67		
110		63		
111		36		
112		66		
113		62		
114		31		
115		8		
116		14		
117		11		
118		12		
119		60		
120		37		
121		44		
122		27		
123		42		
124		22		
125		37		
126		16		
127		41		
128		16		
129		35		
130		24		
131		24		
132		11		
133		21		
134		26		
135		11		
136		14		
137		8		
138		12		
139		7		
140		14		
141		9		
142		5		
143		2		
144		1		
145				
146		5		
147		9		
148		15		
149		153		
計		4,004	412	377
総数				4,793

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表 級	行政職給料表										公安職給料表									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳	3									3	10									10
19	4									4	15									15
20	3									3	12									12
21	5									5	16									16
22	17									17	35									35
23	24									24	50	1								51
24	25									25	27	21	1							49
25	13	11								24	14	30	6							50
26	7	21								28	7	30	7							44
27	9	49								58	9	16	11							36
28	4	57								61	3	15	18	1						37
29	9	39	20							68	4	13	15							32
30	4	20	53							77	1	9	17	4						31
31	1	11	83			1				96	2	7	18	5						32
32	1	11	87							99		5	17	4						26
33	1	5	138				1			145		2	22	13						37
34		1	139			1	1			142			11	8						19
35		1	135							136			16	8	1					25
36			118							118		1	11	9	2					23
37	1	2	140				1			144			8	8	1					17
38			115	1						116			10	8	4					22
39	1		84	25		1				111			9	7	2		1			19
40			31	82						113			4	17	5					26
41			19	82						101			3	15	1	1				20
42			11	81	2			1		95			4	20	4	3				31
43			7	99	8	1			1	116			4	29	5	2				40
44			8	114	16	1				139				24	1	4	1			30
45			9	105	36					150				24	10	5	1			40
46			6	43	92					141				27	12	10	1			50
47			4	43	96					143				20	10	4	3			37
48			2	21	97	4				124				23	12	8	3			46
49			2	18	94	7				121			1	20	7	8	6			42
50				25	108	9				142				29	9	8	1			47
51			3	10	101	21	5			140			1	14	9	4	4			32
52				5	96	31	1		1	134				23	15	7	4	2		51
53				2	73	35	1			111				13	21	2	3			39
54			1	2	70	34	3	4		114				9	37	1	2	5	1	55
55			1	1	101	64	2	10	2	181			1	13	25	3	7	1		50
56				1	60	63	7	6	3	140				8	41	1	1		1	52
57					53	67	9	5	6	140				3	17	6	4	4		34
58					30	80	13	16	5	144				7	18	18	8	2	3	56
59				1	20	32	5	2	1	61				3	21	19	3	2	1	49
60																				
61																				
62																				
63																				
64																				
65																				
66																				
67																				
68																				
69以上																				
人員計 人	132	228	1,216	761	1,153	452	49	44	19	4,054	205	150	215	416	290	114	53	16	6	1,465
構成比 %	3.3	5.6	30.0	18.8	28.4	11.1	1.2	1.1	0.5	100.0	14.0	10.2	14.7	28.4	19.8	7.8	3.6	1.1	0.4	100.0
平均年齢 歳	25.0	28.9	35.9	44.3	51.4	55.6	55.3	56.6	56.4	43.9	23.3	27.4	33.3	45.8	52.7	52.5	53.1	56.0	57.6	41.2

給料表		海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)						
年齢	級	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
18	歳																	
19																		
20																		
21																		
22		1					1		1				1					
23																		
24		1					1		1				1					
25		1					1		4				4					
26		2					2							1				1
27								1	4				5	3				3
28		1					1		4				4	2				2
29		2	1				3		5				5	2	1			3
30									9				9		1			1
31		1	3	1			5		4				4	4				4
32			1				1		12				12	3				3
33			2				2		9				9	3				3
34			1	1			2	1	6				7	2				2
35				2			2		12				12					
36			1	1			2		12				12			1		1
37									7	2			9		1			1
38		1					1		4	7			11		1			1
39				1			1			3			3					
40										7			7			1		1
41				1			1			4			4					
42				1			1			6			6					
43										6			6			2		2
44				1			1			4			4					
45				1			1			5			5					
46				2	1		3			9			9			2	1	3
47				1	2		3			9			9					
48				1	1		2			6			6			1	1	2
49				1	1		2			12			12					
50				1	1		2			9			9				2	2
51					1		1			8	2		10			1	1	2
52					1	1	2										2	2
53										5	3		8					
54					1		1			5	1		6				2	2
55					1		1			3	4		7				2	2
56				2	4		6			4	3		7				1	1
57				1	1		2			2	5		7					
58					2		2			1	5		6					
59					1		1			3	4	1	8					
60																		
61																		
62																		
63																	2	2
64																		
65																		
66																		
67																		
68																		
69以上																		
人員計	人	10	9	19	18	1	57	2	94	120	27	1	244	8	14	10	14	46
構成比	%	17.5	15.8	33.3	31.6	1.8	100.0	0.8	38.5	49.2	11.1	0.4	100.0	17.4	30.4	21.7	30.4	100.0
平均年齢	歳	28.3	32.5	44.6	53.5	52.9	42.8	31.0	32.9	47.6	56.6	59.0	42.8	28.0	32.4	43.1	54.0	40.5

給料表		医療職給料表(2)							医療職給料表(3)								
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
	歳																
18																	
19																	
20																	
21																	
22			3						3								
23		1	2						3								
24			1						1								
25			1						1		2						2
26		1	4						5								
27			4						4								
28			4						4			2					2
29			3						3			2					2
30												1					1
31		1	2	4					7								
32			1	3					4			2					2
33				4					4								
34				3					3			1	1				2
35				2	1				3				1				1
36				1	1				2				1				1
37				1					1				2				2
38			1	1	2				4				2				2
39					1				1				2				2
40					1	1			2								
41						4			4								
42						2			2				1				1
43					1	5			6								
44						5			5					2			2
45						4			4					2			2
46						2			2					4			4
47						5			5					4			4
48						5			5					2			2
49						7			7					4			4
50						7			7								
51						9			9					2			2
52						9			9					2			2
53						4	1		5					4			4
54						5	3		8					2			2
55						5	3		8						1		1
56						3	4		7					1	1		2
57						2	3		5					1	4		5
58						1	5		6						3		3
59						5	3		8						3		3
60																	
61																	
62																	
63																	
64																	
65																	
66																	
67																	
68																	
69以上																	
人員計	人	3	26	19	7	90	22		167		2	8	10	30	12		62
構成比	%	1.8	15.6	11.4	4.2	53.9	13.2		100.0		3.2	12.9	16.1	48.4	19.4		100.0
平均年齢	歳	26.8	27.6	33.9	38.7	50.3	57.0		44.9		25.6	30.7	37.9	49.9	57.9		46.3

年齢	給料表 級	高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					全給料表
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	
18	歳											13
19												19
20												15
21												21
22			1			1		6			6	64
23			2			2		7			7	87
24			2			2		5			5	84
25		1	6			7		15			15	104
26		2	16			18		28			28	126
27		2	17			19		36			36	161
28		1	29			30		42			42	183
29		4	35			39		48			48	203
30		4	49			53		66			66	238
31		3	59			62		81			81	291
32		5	52			57		97			97	301
33		8	83			91		99			99	390
34		7	89			96		97			97	370
35		7	68			75		117			117	371
36		9	61			70		110			110	339
37		6	73			79		132			132	385
38		9	97			106		180			180	443
39		6	85			91		202			202	430
40		2	69			71		182			182	402
41		6	62			68		199			199	397
42		4	92			96		206	2		208	440
43		9	59			68		213	3		216	454
44		5	63			68		207	9		216	465
45		4	64			68		228	19		247	517
46		1	67			68		214	33		247	527
47			63			63		190	35	1	226	490
48		1	54			55		190	59	6	255	497
49			64			64		169	52	14	235	487
50		1	66	1		68		143	50	18	211	488
51			51	4		55		117	29	33	179	430
52			45	7		52		86	32	41	159	411
53			46	13	3	62		75	22	22	119	348
54			48	15	3	66		52	21	31	104	358
55			37	9	2	48		54	12	29	95	393
56			32	7	5	44		31	9	40	80	339
57			35	8	5	48		25	13	45	83	324
58			37	4	13	54		34	5	54	93	364
59			31	3	22	56		21	7	43	71	257
60												
61												
62												
63												2
64												
65												
66												
67												
68												
69以上												
人員計	人	107	1,909	71	53	2,140		4,004	412	377	4,793	13,028
構成比	%	5.0	89.2	3.3	2.5	100.0		83.5	8.6	7.9	100.0	100.0
平均年齢	歳	37.3	42.5	55.0	57.9	43.0		42.8	50.4	55.2	44.4	43.6

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1年未満	10	1	3		14	46	1	10		57						1				1				
1年	11		5		16	45		16		61						1				1	1				1
2年	12	2	4		18	40	2	13		55						2				2	3				3
3年	21	1	7		29	49	3	14		66			1		1	4				4	1				1
4年	26	2	9		37	22		5		27		1			1	1				1	3				3
5年	43	3	12		58	38	1	12		51		1			1	4				4	2				2
6年	36	1	11		48	30	2	9		41					5					5	3				3
7年	52	2	10		64	24		5		29			1		1	10				10	4				4
8年	49	9	13		71	14		7		21		3	1		4	5				5	1				1
9年	53	6	23		82	15	1	8		24		2			2	10		1		11	3				3
10年	76	13	19		108	11		5		16		2	1		3	9				9	1				1
11年	83	11	16		110	11		10		21		2			2	5				5					
12年	85	14	19	1	119	8	1	7		16		1			1	8		1		9	2				2
13年	92	13	28		133	11		15		26		2			2	13				13	1				1
14年	76	12	17		105	6	1	14		21		1			1	13				13	2				2
15年	101	20	50		171	6	1	14		21		3			3	7				7	1				1
16年	89	17	51		157	9		10		19						9				9					
17年	68	11	34		113	11		14		25			2		2	8				8	1				1
18年	69	7	35		111	11		18		29			1		1	4				4					
19年	47	6	18		71	15		12		27						7				7					
20年	53	8	21		82	10	1	9		20		1			1	4				4					
21年	80	11	29		120	9	1	15		25						3				3	3				3
22年	91	9	42		142	15		13		28						7				7	1				1
23年	87	11	33		131	15	1	8		24						6				6	1				1
24年	86	19	31		136	19	1	14		34		1	1		2	5				5					
25年	88	9	35		132	23		26		49		3			3	7	1			8	3				3
26年	99	13	51	1	164	32		22		54		2	1		3	13				13	1				1
27年	83	13	40	1	137	21		28		49		1	1		2	7	1			8	2				2
28年	77	21	40		138	23		34		57						9				9	1				1
29年	94	21	43		158	18		22		40		1	1		2	3	1			4	1				1
30年	62	12	24		98	15		15		30		1			1	4				4	1				1
31年	68	10	21		99	22	1	13		36		1	2	1	4	10				10	1				1
32年	104	19	43		166	18		28		46						5				5					
33年	100	16	37		153	15		16		31		1			1	4	1	2		7					
34年	80	13	42	1	136	18		32		50						9				9	1				1
35年以上	114	45	264	4	427	18		221		239		2	8	3	13	11	1	2		14	1				1
合計	2,465	401	1,180	8	4,054	713	18	734		1,465		32	21	4	57	233	5	6		244	46				46
平均経験年数	20.9	23.2	25.0	33.3	22.3	15.3	11.2	25.7		20.5		18.7	26.7	37.9	23.0	19.3	30.6	27.4		19.7	15.0				15.0

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合 計				
大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計
3				3						1				1	7				7	68	2	13		83
2	1			3						2				2	7				7	69	1	21		91
1				1						4				4	5				5	67	4	17		88
4	1			5	2				2	15				15	23				23	119	5	22		146
7				7						16				16	33				33	108	3	14		125
2				2	1				1	22				22	43	1			44	155	6	24		185
2				2	1				1	34	1			35	47	1			48	158	5	20		183
2				2						50				50	59				59	201	2	16		219
3				3	1	1			2	51				51	76				76	200	13	21		234
3				3		1			1	56				56	82	1			83	222	11	32		265
3	1			4	1	1			2	80	1			81	96	1			97	277	19	25		321
4	1			5	2				2	83	1	1		85	102				102	290	15	27		332
2				2	1				1	88				88	105	2			107	299	18	27	1	345
2				2	1				1	67	2	1		70	107	1			108	294	18	44		356
	1			1	2				2	74	1	1		76	100	1			101	273	17	32		322
2	3			5	2				2	72	4	4		80	142	1			143	333	32	68		433
					1				1	84	7			91	191	1			192	383	25	61		469
	1			1						84	2	2		88	196	3			199	368	17	52		437
2	1			3		1			1	67	1			68	201	5			206	354	15	54		423
3	1			4	1				1	84	3	7		94	206	4			210	363	14	37		414
3	2			5						85	3	4		92	192	2			194	347	17	34		398
1	1			2	2				2	58	1	2		61	250	6			256	406	20	46		472
2	5			7	2				2	71	7	5		83	202	4			206	391	25	60		476
3	2			5						59	4	4		67	257	2			259	428	20	45		493
2	3			5	5				5	56	4	3		63	216	3			219	389	31	49		469
2	2			4	3				3	55	1	3		59	248	4			252	429	20	64		513
8				8	5				5	61	3	3		67	227	1			228	446	19	77	1	543
4	1			5						50	5	3		58	175	7			182	342	28	72	1	443
6	2			8		1			1	49	4	1		54	169	10			179	334	38	75		447
4	4			8	2				2	48	4	1		53	171	19			190	341	50	67		458
1	2			3	2				2	46	5	3		54	128	30			158	259	50	42		351
3	3			6	4				4	57	7			64	96	15			111	261	37	36	1	335
3	4			7	1				1	56	6	4		66	77	19			96	264	48	75		387
5	4			9	3	1			4	33	3	3		39	91	14			105	251	40	58		349
4	2			6	3				3	44	3	4		51	74	9			83	233	27	78	1	339
6	13	2		21	8				8	96	11	29		136	184	41			225	438	113	526	7	1,084
104	61	2		167	56	6			62	1,958	94	88		2,140	4,585	208			4,793	10,160	825	2,031	12	13,028
19.5	27.1	38.5		22.5	24.4	18.2			23.8	19.8	25.9	28.8		20.4	21.4	29.4			21.8	20.4	24.9	25.5	34.8	21.5

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表 職務の級	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校等 教育職	中学校及 び小学校 教育職
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	179,342	199,647	215,330	219,100	310,050	181,800		305,383	
	168,582	187,668	202,410	205,954	291,447	170,892		288,000	
2 級	217,155	232,764	259,867	282,770	393,450	211,119	216,800	393,621	391,514
	204,177	218,798	244,275	265,804	369,843	198,563	203,792	370,426	368,175
3 級	287,933	285,780	359,584	399,024	494,330	271,995	257,575	485,784	447,170
	270,660	268,641	338,009	375,083	464,670	255,675	242,121	447,976	412,592
4 級	377,697	393,325	448,444	460,156	589,950	320,914	322,220	518,185	484,459
	355,035	369,726	421,538	424,023	540,128	301,659	302,887	477,226	445,988
5 級	419,547	442,204	476,300	501,600		406,687	410,873		
	394,400	415,679	447,722	461,472		382,355	386,221		
6 級	441,254	458,168				446,966	468,325		
	406,709	430,677				415,041	440,226		
7 級	459,859	477,358							
	421,414	440,140							
8 級	485,750	491,619							
	437,390	447,958							
9 級	525,547	504,150							
	472,993	453,735							
全 級	357,132	353,289	348,640	359,948	460,680	358,586	381,653	395,352	403,608
	334,378	331,547	327,722	337,367	428,649	336,453	358,754	371,523	378,114

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

第7表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		平 均 支 給 月 額								
		給 料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特勤勤務手当	そ の 他	合 計	
全 給 料 表	19年	円	円	円	円	円	円	円	円	
		380,593	6,515	11,670	370	3,380	4,772	2,368	409,668	
	18年	356,754	5,980		346		4,483		384,981	
		383,968	6,732	11,313	764	3,712	4,684	3,979	415,152	
行 政 職	19年	357,132	7,812	12,744	457	2,260	3,391	1,810	385,606	
		334,378	7,150		427		3,193		361,962	
	18年	359,971	8,190	12,703	450	2,425	3,492	1,896	389,127	
		337,021	7,491		421		3,276		365,233	
	(中小学校事務職)	19年	365,827		8,662		2,450	7,350		384,289
			343,877					6,946		361,935
		18年	371,039		9,271		2,363	8,060	73	390,806
			348,776					7,702		368,185
公 安 職	19年	353,289	3,640	15,355	102	1,520	3,768	4,710	382,384	
		331,547	3,332		97		3,560		360,121	
	18年	365,859	3,792	16,034	68	1,751	3,912	4,856	396,272	
		343,353	3,471		65		3,691		373,221	
海 事 職	19年	348,640		15,702		1,851	13,175	1,211	380,579	
		327,722					12,502		358,988	
	18年	348,741		14,924		2,090	12,455	780	378,990	
		327,816					11,796		357,406	
研 究 職	19年	359,948	5,606	13,799		3,665	2,616	2,078	387,712	
		337,367	5,158				2,461		364,528	
	18年	363,409	6,164	13,199		3,712	2,712	2,378	391,574	
		340,562	5,671				2,535		368,057	
医 療 職 (1)	19年	460,680	24,664	14,283	59,955	3,087	2,358	233,129	798,156	
		428,649	22,493		56,044		2,182		759,867	
	18年	502,658	20,766	17,750	59,529	8,634	743	236,909	846,989	
		469,009	18,938		55,689		687		807,616	
医 療 職 (2)	19年	358,586	3,947	7,159		2,084	5,752	2,730	380,258	
		336,453	3,631				5,405		357,462	
	18年	363,419	3,549	7,102		2,812	3,851	1,465	382,198	
		341,364	3,265				3,635		359,643	
	(中小学校栄養職)	19年	370,287		3,722		2,111	7,158		383,278
			348,069					6,748		360,650
		18年	390,330		4,242		775	6,971		402,318
			366,910					6,679		378,606
医 療 職 (3)	19年	381,653		2,589		1,331	5,297		390,870	
		358,754					5,029		367,703	
	18年	318,591	1,151	3,999		6,020	931	120	330,812	
		299,279	1,059				882		311,359	
大 学 教 育 職	19年									
	18年	456,053	6,785	9,062		4,550		190	476,640	
高 等 学 校 等 教 育 職	19年	395,352	3,309	10,639	29	5,322	3,164	967	418,782	
		371,523	3,044		28		2,979		394,502	
	18年	400,634	3,451	10,440	26	5,563	3,214	1,074	424,402	
		376,706	3,175		25		3,025		400,008	
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	19年	403,608	7,853	10,189		4,107	6,956	581	433,294	
		378,114	7,225				6,517		406,733	
	18年	407,593	8,343	9,933		4,202	7,332	599	438,002	
		381,895	7,676				7,013		411,318	

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

3 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職（以下「教職員」という。）においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

4 その他は、初任給調整手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	6種	5種	4種	3種	2種	1種			
全給料表	人 498	人 537	人 126	人 235	人 70	人 19	人 1,485	円 57,161 52,465	円 6,515 5,980
行政職	195	110	13	136	53	19	526	60,209 55,110	7,812 7,150
公安職			16	41	13		70	76,182 69,730	3,640 3,332
海事職							0 0	0 0	0 0
研究職	11	13		2			26	52,614 48,405	5,606 5,158
医療職(1)		2		6	4		12	94,547 86,222	24,664 22,493
医療職(2)	3	9		1			13	50,705 46,649	3,947 3,631
医療職(3)							0 0	0 0	0 0
高等学校等 教育職	22	52	28	17			119	59,500 54,740	3,309 3,044
中学校及び 小学校教育職	267	351	69	32			719	52,349 48,161	7,853 7,225

(注1) 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
	人	人	人
1人	2,439	936	1,503
2人	2,425	965	3,885
3人	1,948	1,212	4,632
4人	717	611	2,257
5人	135	122	553
6人	15	13	77
計	7,679	3,859	12,907

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
	人	人	円	円
全給料表	7,679	2.2	19,799	11,670
行政職	2,576	2.2	20,056	12,744
公安職	1,017	2.3	22,119	15,355
海事職	42	2.3	21,310	15,702
研究職	166	2.2	20,283	13,799
医療職(1)	31	2.2	21,194	14,283
医療職(2)	71	1.8	16,838	7,159
医療職(3)	13	1.4	12,346	2,589
高等学校等教育職	1,181	2.2	19,279	10,639
中学校及び小学校教育職	2,582	2.2	18,913	10,189

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分				職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	職員			配偶者等	受給者	非受給者	合計		
	自宅	借家等	小計	借家等					
全給料表	人 833	人 1,698	人 2,531	人 28	人 2,554 19.6%	人 10,474 80.4%	人 13,028 100.0%	円 17,240	円 3,380
行政職	244	349	593	7	600 14.8%	3,454 85.2%	4,054 100.0%	15,268	2,260
公安職	65	81	146	12	157 10.7%	1,308 89.3%	1,465 100.0%	14,179	1,520
海事職		4	4		4 7.0%	53 93.0%	57 100.0%	26,375	1,851
研究職	23	33	56	2	58 23.8%	186 76.2%	244 100.0%	15,417	3,665
医療職(1)	3	5	8		8 17.4%	38 82.6%	46 100.0%	17,750	3,087
医療職(2)	3	16	19		19 11.4%	148 88.6%	167 100.0%	18,316	2,084
医療職(3)	2	3	5		5 8.1%	57 91.9%	62 100.0%	16,500	1,331
高等学校等 教育職	142	436	578	1	579 27.1%	1,561 72.9%	2,140 100.0%	19,669	5,322
中学校及び 小学校教育職	351	771	1,122	6	1,124 23.5%	3,669 76.5%	4,793 100.0%	17,512	4,107

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、職員小計と配偶者等の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者					非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者		併用者	小計				
		四輪	その他						
全給料表	人 399 3.0%	人 9,169 70.2%	人 686 5.2%	人 67 0.5%	人 10,321 78.8%	人 2,707 21.2%	人 13,028 100.0%	円 9,104	円 7,212
行政職	329 8.1%	2,155 53.2%	402 9.9%	44 1.1%	2,930 72.3%	1,124 27.7%	4,054 100.0%	9,836	7,109
公安職	19 1.3%	535 36.5%	217 14.8%	1 0.1%	772 52.7%	693 47.3%	1,465 100.0%	4,300	2,266
海事職		29 50.9%	1 1.8%		30 52.6%	27 47.4%	57 100.0%	8,680	4,568
研究職	7 2.9%	202 82.8%	17 7.0%	4 1.6%	230 94.3%	14 5.7%	244 100.0%	9,839	9,274
医療職(1)	4 8.7%	10 21.7%		1 2.2%	15 32.6%	31 67.4%	46 100.0%	14,221	4,637
医療職(2)	2 1.2%	124 74.3%	4 2.4%	1 0.6%	131 78.4%	36 21.6%	167 100.0%	10,613	8,325
医療職(3)		47 75.8%	2 3.2%	1 1.6%	50 80.6%	12 19.4%	62 100.0%	10,281	8,291
高等学校等 教育職	22 1.0%	1,758 82.1%	17 0.8%	2 0.1%	1,799 84.1%	341 15.9%	2,140 100.0%	10,500	8,827
中学校及び 小学校教育職	16 0.3%	4,309 89.9%	26 0.5%	13 0.3%	4,364 91.0%	429 9.0%	4,793 100.0%	8,774	7,989

第12表 任期付研究員の給料表別・号給別人員

該当なし

第13表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第14表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分	平成 19 年
項 目	円
給 料	357,899
管 理 職 手 当	7,843
扶 養 手 当	12,794
地 域 手 当	458
住 居 手 当	2,259
特 地 勤 務 手 当	3,366
そ の 他	1,818
合 計	386,437 (362,740)

適 用 人 員	4,038 人
平 均 年 齢	44.0 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 5 その他は、初任給調整手当等である。

第15表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成19年4月1日 付 け 退 職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	22	179		201
行 政 職	11	29		40
公 安 職		1		1
海 事 職				0
研 究 職		2		2
医 療 職 (1)				0
医 療 職 (2)	1	1		2
医 療 職 (3)		1		1
高 等 学 校 等 教 育 職	7	52		59
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	3	93		96

第16表 再任用職員の給料表別、級別人員

給 料 表	級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
全 給 料 表	2	5									7
行 政 職 (中 小 学 校 事 務 職)											
公 安 職											
海 事 職											
研 究 職											
医 療 職 (1)											
医 療 職 (2) (中 小 学 校 栄 養 職)											
医 療 職 (3)											
高 等 学 校 等 教 育 職	2	5									7
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職											

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成19年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成19年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された250事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、産業、規模等により10層に層化し、経費、労力等を考慮して定めた抽出率を用いて、これらの層から124事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した124事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く122事業所である。

イ 調査実人員 4,287人

内訳 初任給関係 259人（うち行政職に相当する職種 220人）

上記以外 4,028人（うち行政職に相当する職種3,257人）

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に還元した。

第17表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 122	事業所 29	事業所 60	事業所 33
漁業、鉱業、建設業	23	6	8	9
製造業	63	10	35	18
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	18	9	4	5
卸売・小売業	4	0	3	1
金融・保険業、不動産業	2	1	1	0
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	12	3	9	0

第18表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	—	—
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級			
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

- (注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。
- 2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第19表 職種別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

・支店長…	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
・工場長…	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
・事務部長・技術部長…	<ul style="list-style-type: none"> 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
・事務部次長・技術部次長…	<ul style="list-style-type: none"> 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
・事務課長・技術課長…	<ul style="list-style-type: none"> 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
・事務課長代理・技術課長代理…	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
・事務係長・技術係長…	<ul style="list-style-type: none"> 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

その2 給与比較の対象外職種

・電話交換手…	見習、外国語の電話交換手を除く。
・研究所長…	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
・研究部(課)長…	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
・研究室(係)長…	構成員3人以上の室(係)の長
・主任研究員…	研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
・病院長…	部下に医師又は歯科医師5人以上
・副院長…	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
・医科長…	部下に医師又は歯科医師1人以上
・薬局長…	部下に薬剤師2人以上
・総看護師長…	部下に看護師長5人以上
・看護師長…	部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	6人	54.7歳	658,945円	-円	658,945円
工場長	6	47.7	520,979	-	520,979
事務部長	45	52.8	553,807	-	553,807
技術部長	77	50.3	517,959	2,083	515,876
事務部次長	9	52.0	530,197	-	530,197
技術部次長	23	49.0	491,977	-	491,977
事務課長	112	47.5	502,066	5,139	496,927
技術課長	183	47.3	498,306	4,001	494,305
事務課長代理	11	49.2	434,273	29,587	404,686
技術課長代理	68	49.2	477,494	19,873	457,621
事務係長	179	42.6	381,045	50,746	330,299
技術係長	256	45.3	473,632	95,008	378,624
事務主任	147	40.6	338,204	50,778	287,426
技術主任	264	41.2	402,705	82,565	320,140
事務係員	997	36.4	268,249	33,815	234,434
技術係員	874	32.9	289,415	52,140	237,275

2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人 6	歳 54.7	円 658,945	円 -	円 658,945
工場長	* *	* *	* *	* *	* *
事務部長	22	53.3	674,688	-	674,688
技術部長	17	49.7	680,972	-	680,972
事務部次長	7	52.5	560,924	-	560,924
技術部次長	7	49.5	690,867	-	690,867
事務課長	67	49.0	554,829	1,687	553,142
技術課長	86	48.5	608,284	4,146	604,138
事務課長代理	7	51.8	496,442	19,303	477,139
技術課長代理	39	50.6	559,728	38,006	521,722
事務係長	79	42.4	436,917	62,218	374,699
技術係長	127	46.4	543,193	115,099	428,094
事務主任	44	40.0	420,547	80,595	339,952
技術主任	105	42.1	466,437	107,907	358,530
事務係員	414	37.4	298,567	39,250	259,317
技術係員	442	33.0	291,052	50,101	240,951

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
工場長	3	55.4	505,172	-	505,172
事務部長	21	52.8	446,023	-	446,023
技術部長	38	51.7	515,232	-	515,232
事務部次長	2	49.5	388,066	-	388,066
技術部次長	9	51.0	426,788	-	426,788
事務課長	40	45.1	421,854	12,219	409,635
技術課長	73	46.9	425,537	4,292	421,245
事務課長代理	4	44.8	330,357	46,777	283,580
技術課長代理	22	49.0	400,038	-	400,038
事務係長	86	43.0	338,113	42,028	296,085
技術係長	108	45.2	418,019	76,324	341,695
事務主任	97	41.1	302,725	38,647	264,078
技術主任	127	40.7	366,045	78,531	287,514
事務係員	465	34.8	247,122	31,569	215,553
技術係員	359	33.4	300,132	60,484	239,648

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間 外手当 B	A-B
支店長	人	歳	円	円	円
工場長	-	-	-	-	-
事務部長	2	38.0	445,400	-	445,400
技術部長	22	49.0	443,648	5,353	438,295
事務部次長	-	-	-	-	-
技術部次長	7	47.0	421,280	-	421,280
事務課長	5	43.6	366,078	4,432	361,646
技術課長	24	45.7	393,960	3,125	390,835
事務課長代理	-	-	-	-	-
技術課長代理	7	45.0	362,957	-	362,957
事務係長	14	42.1	274,882	28,558	246,324
技術係長	21	39.9	335,189	63,833	271,356
事務主任	6	38.0	266,577	17,110	249,467
技術主任	32	39.7	307,353	18,360	288,993
事務係員	118	37.0	204,800	18,103	186,697
技術係員	73	30.8	235,567	34,298	201,269

その2 給与比較の対象外職種

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間 外手当 B	A-B
電話交換手	*	歳	*	*	*
自家用乗用自動車運転手	2	56.6	337,068	65,033	272,035
守衛	-	-	-	-	-
用務員	-	-	-	-	-
研究所長	*	*	*	*	*
研究部(課)長	-	-	-	-	-
研究室(係)長	-	-	-	-	-
主任研究員	9	45.2	574,439	-	574,439
研究員	15	32.1	372,590	19,716	352,874
研究補助員	17	39.8	321,783	32,224	289,559
病院長	2	63.5	1,384,608	-	1,384,608
副院長	3	47.7	1,262,440	42,067	1,220,373
医科長	13	49.6	1,135,466	136,346	999,120
医師	32	37.1	870,816	98,976	771,840
歯科医師	2	33.5	699,488	65,000	634,488
薬局長	4	47.3	509,384	82,687	426,697
薬剤師	22	32.7	336,479	42,725	293,754
診療放射線技師	28	41.0	372,829	41,554	331,275
臨床検査技師	40	39.7	334,958	27,327	307,631
栄養士	29	34.4	255,774	15,352	240,422
理学療法士	52	30.0	268,335	15,565	252,770
作業療法士	32	28.8	257,882	17,216	240,666
総看護師長	9	54.0	486,961	8,609	478,352
看護師長	85	48.3	420,075	37,697	382,378
看護師	209	36.3	321,409	37,895	283,514
准看護師	164	46.0	309,628	43,876	265,752

第20表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	187,980	190,025	182,327
		短大卒	150,845	154,000	149,929
		高校卒	146,845	153,505	142,015
	新卒技術者	大学卒	183,274	176,490	187,052
		短大卒	168,121	171,578	164,121
		高校卒	148,866	149,080	147,274
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	185,920	186,304	185,413
		短大卒	162,545	168,648	157,828
		高校卒	148,489	149,516	144,494
その他	準新卒看護師	短大卒	196,812	199,153	191,838

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成18年度中に資格免許を取得し、平成19年4月までの間に採用された場合をいう。

第21表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	項目 企業規模	昇給制度あり			昇給制度 無し	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	計	89.1	(40.9)	(87.3)	(55.9)	10.9
	500人以上	70.4	(65.5)	(78.8)	(59.5)	29.7
	100人以上 500人未満	94.8	(49.5)	(85.3)	(60.8)	5.2
	100人未満	93.9	(19.4)	(93.6)	(48.4)	6.1
課長級	計	89.5	(35.2)	(86.9)	(49.7)	10.5
	500人以上	66.8	(53.3)	(81.1)	(58.3)	33.2
	100人以上 500人未満	98.3	(43.4)	(84.9)	(49.3)	1.7
	100人未満	93.1	(14.8)	(92.6)	(44.4)	6.9

- (注) 1 () 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。
- 2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第22表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,823 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,397
配 偶 者 と 子 2 人	25,769

- (注) 1 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 2 支給月額、家族手当が平成17年以降改定された事業所について算出した。
 備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第23表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	40.84 %
非 支 給	59.16
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

備 考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	319,711 円
特別給の支給額	下半期 (a)	324,714 円	226,983 円
	上半期 (b)	645,613 円	421,395 円
特別給の支給割合	下半期 (A)	649,827 円	427,731 円
	上半期 (B)	2.02 月分	1.93 月分
年間計	下半期 (A/a)	2.00 月分	1.88 月分
	上半期 (B/b)	4.02 月分	3.81 月分

- (注) 1 下半期とは平成18年8月から平成19年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	課 長 級		係 員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
	%	%	%	%
規 模 計	44.9	55.1	55.6	44.4
500人以上	39.2	60.8	63.5	36.5
100人以上500人未満	57.8	42.2	65.2	34.8
100人未満	32.1	67.9	39.4	60.6

3 物価及び生計費

消費者物価指数は、基準となる時点（5年ごとに改定、平成19年4月現在は平成17年）で消費者世帯が購入した商品やサービスにかかった費用と、比較する時点での価格で基準時と同じ量の商品やサービスを購入した場合にかかる費用を比べ、指数化したものである。

また、標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）に基づき、平成19年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	食料（穀類、酒類、外食等にかかった費用）
住居関係費	住居（家賃、設備修繕費等）、光熱・水道、家具・家事用品（家庭用耐久財、室内装備品等にかかった費用）
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療（医薬品、保健医療サービス等にかかった費用）、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費等）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、人事院が算定した全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、人事院が算定した費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.497	0.631	0.764	0.898
住居関係費	1.300	1.113	0.927	0.740
被服・履物費	0.478	0.534	0.590	0.646
雑費Ⅰ	0.353	0.465	0.577	0.689
雑費Ⅱ	0.398	0.421	0.444	0.467

第26表 消費者物価指数及び消費支出（勤労者世帯）

その1 全国

出典：総務省

年 月 区 分	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
消費者物価指数	100.5	100.1	100.2	100.1	100.1
消費支出 (勤労者世帯)	343,295円	366,027円	354,991円	341,812円	341,518円

その2 松江市

年 月 区 分	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月
消費者物価指数	100.8	100.3	100.2	100.4	99.8
消費支出 (勤労者世帯)	306,868円	390,088円	355,883円	365,472円	341,060円

- (注) 1 消費者物価指数は、平成17年を100としたものである。
2 消費支出（勤労者世帯）は、家計調査によるものである。

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,310円	37,090円	47,050円	57,010円	66,970円
住居関係費	26,560	67,310	57,650	47,990	38,330
被服・履物費	5,080	7,630	8,520	9,410	10,300
雑費Ⅰ	29,070	50,430	66,490	82,550	98,600
雑費Ⅱ	12,250	30,320	32,060	33,800	35,550
計	98,270	192,780	211,770	230,760	249,750

その2 松江市

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,230円	38,440円	48,760円	59,090円	69,410円
住居関係費	21,410	54,260	46,470	38,680	30,900
被服・履物費	4,610	6,930	7,730	8,540	9,350
雑費Ⅰ	27,430	47,580	62,730	77,880	93,020
雑費Ⅱ	14,850	36,760	38,860	40,970	43,090
計	94,530	183,970	204,550	225,160	245,770

4 人事管理関係

第28表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
知事部局等	10.3	10.1	10.3	11.3
警察	7.0	6.2	6.1	6.3
高校等	11.2	10.7	11.2	11.5
小中学校等	12.1	12.4	12.7	12.4
全所属	10.7	10.6	10.9	11.1

(勤務条件等実態調査)

その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
知事部局等	2.7	3.4	3.5	3.6
警察	2.5	2.9	2.8	3.1
高校等	2.7	3.1	3.4	3.4
小中学校等	2.9	3.8	3.8	3.8
全所属	2.7	3.5	3.5	3.6

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

第29表 精神疾患による休暇・休職の状況

その1 私傷病休暇取得者数（精神疾患）

（単位：人）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
知事部局等	28	45	49	40
警察	1	6	13	5
高校等	25	33	34	24
小中学校等	35	44	48	52
全所属	89	128	144	121

（勤務条件等実態調査）

その2 私傷病休職者数（精神疾患）

（単位：人）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
知事部局等	3	3	8	10
警察	0	0	0	0
高校等	8	14	18	19
小中学校等	13	16	16	21
全所属	24	33	42	50

（勤務条件等実態調査）

- （注） 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 人数は、各年（1月1日から12月31日）における休暇又は休職者の実人数である。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場

5 勧告による改定の概要

(1) 給与の改定額及び改定率

本委員会勧告に伴う本県職員（行政職）及び人事院勧告に伴う国家公務員（行政職（一））の改定額等の状況は、次のとおりである。

内 訳	本県〔行政職〕		国〔行政職（一）〕	
	改定額	改定率	改定額	改定率
給 料	170 円	0.04 %	387 円	0.10 %
扶養手当	377	0.10	350	0.09
地域手当	—	—	560	0.15
はねかえり分	2	0.00	55	0.01
合 計	549	0.14	1,352	0.35

(注) 1 本県の改定額及び改定率は、民間給与との比較に用いた額（特例条例による減額措置前）を基礎として算出。

2 「はねかえり分」は、給料等の改定に伴って、特勤勤務手当等が増加する額である。

(2) 給与の改定内容

ア 給料表 別記第1及び別記第2のとおり

イ 扶養手当

扶養親族の区分	現 行	勧 告	現行との比較
子 等	1人につき 6,000円	6,500円	500円

ウ 地域手当

級 地 (支給割合)	支給地域	平成19年度の 暫定的な支給割合	平成20年度の 暫定的な支給割合
1級地 (18%)	東京都 特別区	14	16
2級地 (15%)	大阪府 大阪市	12 ※	13 ※
4級地 (10%)	広島県 広島市	5	7

(注) 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

エ 期末手当・勤勉手当

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	年間計
19年度	期末手当	1.4月(支給済)	1.4月(現行1.6月)	4.25月 (現行4.45月)
	勤勉手当	0.725月(支給済)	0.725月(改定なし)	
20年度 以降	期末手当	1.3月	1.5月	4.25月
	勤勉手当	0.725月	0.725月	

(3) 改定の実施時期

改定は、平成19年4月1日から実施

ただし、地域手当及び期末手当・勤勉手当の平成20年度以降の支給月数は平成20年4月1日から実施

(4) 職員の平均給与月額

(行政職 平均年齢 43.9 歳)

勧告前の給与月額	385,606 円 (361,962 円)
勧告後の給与月額	386,161 円 (362,506 円)

- (注) 1 給与月額の上段は、特例条例による減額措置前、下段は減額措置後の額である。
2 本年度の新規学卒の採用者を含む数値であり、民間給与との比較に用いた数値とは一致しない。

(5) モデル給与例

設 定			勧告前		勧告後		年間給与 の比較
役 職	年齢	扶養者	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
主事・技師	25	なし(独身者)	円 192,200	円 3,161,690	円 194,200	円 3,155,750	円 △ 5,940
主 任	30	配偶者	253,600	4,206,402	254,500	4,168,091	△ 38,311
	35	配偶者・子1人	306,000	5,070,006	306,500	5,013,336	△ 56,670
企画員	40	配偶者・子2人	377,800	6,257,058	378,800	6,192,770	△ 64,288
	45	配偶者・子2人	397,900	6,592,175	398,900	6,523,665	△ 68,510
グループリーダー	50	配偶者・子2人	425,400	7,130,282	426,400	7,052,094	△ 78,188
課 長	55	配偶者・子2人	521,700	8,515,772	522,700	8,426,926	△ 88,846
部 長	55	配偶者・子2人	678,200	11,538,887	679,200	11,397,545	△141,342

- (注) 1 給与月額は、給料(特例条例による減額措置前)、扶養手当、管理職手当を基礎に算出。
2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差（0.35%）を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上上げ（中高年齢層は据置き）、子等に係る扶養手当の上上げ、19年度の地域手当支給割合のさかのぼり改定
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の上上げ（0.05月分）
- ③ 給与構造改革の一環としての専門スタッフ職俸給表の新設

○ 公務員給与の改革への取組み

平成17年の勧告時の報告において、地域間配分の適正化、職務給の徹底、成績主義の推進を図るため、給与制度の抜本的な改革を行うことを表明。この給与構造改革は、平成18年度から俸給表水準の引下げ（4.8%）を実施しつつ、逐次手当の新設等を行い平成22年度までの5年間で実現

また、民間企業の給与水準をより適正に公務員の給与水準に反映させるため、平成18年勧告の基礎となる民間給与との比較方法について、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなど抜本的に見直し

本院としては、公務員給与の改革を進めることにより、国民の支持の得られる適正な公務員給与の確保に向けて全力で取り組む所存

I 給与勧告の基本的考え方

〈給与勧告の意義と役割〉 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

〈民間準拠の考え方〉 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,200民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率89.4%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,352円 0.35% [行政職（一）…現行給与 383,541円 平均年齢 40.7歳]

俸給	387円	扶養手当	350円
地域手当	560円	はね返し分	55円

〈ボーナス〉 昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例級〉

(1) 俸給表 初任給を中心に若年層に限定した改定（中高年齢層は据置き）

① 行政職俸給表（一）

改定率 1級 1.1%、2級 0.6%、3級 0.0%。4級以上は改定なし

初任給 I種 181,200円（現行179,200円）、II種 172,200円（現行170,200円）

III種 140,100円（現行138,400円）

② その他の俸給表 行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表等を除く）

- (2) 扶養手当 民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮
子等に係る支給月額を500円引上げ (6,000円 → 6,500円)
- (3) 地域手当 給与構造改革である地域間給与配分の見直しの着実な実施
地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が
6%以上の地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定
(本年度分として0.5%の引上げを追加)

[実施時期] 平成19年4月1日

〈期末・勤勉手当等（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.5月分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
19年度 期末手当	1.4 月 (支給済み)	1.6 月 (改定なし)
勤勉手当	0.725月 (支給済み)	0.775月 (現行0.725月)
20年度 期末手当	1.4 月	1.6 月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期] 公布日

〈その他の課題〉

- (1) 住居手当 自宅に係る住居手当の廃止も含め見直しに着手
- (2) 非常勤職員の給与 給与の実態把握に努めるとともに、職務の実態に合った適切な給与が支給
されるよう、必要な方策について検討
なお、非常勤職員の問題は、その位置付け等も含めた検討が必要

III 給与構造改革（平成20年度において実施する事項）

1 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識
や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人
事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設(平成20年4月1日実施)

(俸給)

- 専門スタッフ職俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要と
される調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で
人事院規則で定めるものに適用し、3級構成。各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長
級までの水準を基礎

(諸手当)

- 専門スタッフ職職員には、俸給の特別調整額を支給しないほか、2級、3級職員について、超過
勤務手当等の適用を除外
- 専門スタッフ職調整手当は、3級職員のうち、極めて高度の専門的な知識経験等を活用して遂行
することが必要な特に重要で特に困難な業務に従事する職員に支給(俸給月額の100分の10)

(勤務時間)

- 専門スタッフ職職員の勤務時間について、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁
の長が割り振る弾力的な仕組みを導入

2 地域手当の支給割合の改定等

- 地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成
21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定(平成19年度の支給割合を1~2.5%引上げ)
- 広域異動手当は、平成20年度に支給割合が引き上げられ、制度が完成(異動前後の官署間の距離
区分が60km以上300km未満の場合3%、300km以上の場合6%)
- 今後とも、昇給・勤勉手当における勤務実績の給与への反映を一層推進

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務員に対する国民の批判を真摯に受け止め、国民からの信頼回復が必要

1 新たな人事評価制度の導入 ～能力・実績に基づく人事管理の推進～

- ・ 人事評価の枠組みについて、フィードバック、苦情処理等を含め更に検討
- ・ 評価結果の任免、給与、育成への活用方法について基本的考え方を提示。識別力の向上など評価の客観性・安定性確保が重要

2 専門職大学院等に対応した人材確保 ～人材供給構造変化への対応～

- ・ 有為の人材確保には、行政官の役割明確化、仕事の魅力の発信、人材供給源の開拓等が必要
- ・ 「霞ヶ関インターンシップ」や講演会など募集活動強化と併せ、関係者の意見を把握しつつ、採用試験をはじめとする採用の在り方を早急に検討

3 新たな幹部要員の確保・育成の在り方 ～キャリア・システムの見直し～

- ・ ①「採用時1回限りの選抜」によらない公平で効果的な能力・実績に基づく選抜、②行政課題に機動的に対応できる幹部要員を訓練育成する仕組みの構築につき、広く合意の形成が必要
- ・ 幹部に求められる資質・適正、人材誘致に有効な訓練機会、幹部要員の選抜方法などにつき、検討が必要。－当面、I種における選抜強化、II・III種の登用促進が重要

4 官民交流の拡大

- ・ 交流拡大は、組織の活性化や閉鎖性を見直す上で重要。具体的推進策は、その意義・目的を明確にした上で、職業公務員との役割分担や公平性の確保に留意しつつ検討することが重要
- ・ 公募制には、部内育成との適切な組合せや公正な能力検証が重要

5 退職管理 ～高齢期の雇用問題～

平成25年度から無年金期間が生じることを踏まえ、民間同様、65歳までの雇用継続を前提に、定年延長、再任用の義務化等について、処遇の在り方等の問題も含め研究会を設けて総合的に検討

6 労働基本権問題の検討

労働基本権問題の検討に際しては、公務員の職務の公共性や地位の特殊性、財政民主主義との関係、市場の抑止力との関係、国民生活に与える影響等について検討が必要

7 勤務時間の見直し

来年の勧告を目処に、勤務体制等の準備を行った上で民間準拠を基本として勤務時間を見直し

8 超過勤務の縮減

在庁の実態を踏まえ、府省ごとに在庁時間の縮減目標を設定するなど政府全体の計画的な取組が肝要。超過勤務手当予算の確保が必要。弾力的な勤務時間制度等の導入を検討

9 その他

- ・ 採用試験年齢要件を検討、女性の採用登用を推進、米国政府への実務体験型派遣研修を新設
- ・ テレワーク(在宅勤務)の前提としての勤務時間制度の在り方等について研究会を設けて検討
- ・ 職場における心の疾病の早期発見のための方策の検討、「職場復帰相談室」等の拡充

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成19年10月18日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町1